

## 平成19年度 第6回北海道道州制特別区域提案検討委員会 会議録

日 時：平成19年10月19日（金）13:30～16:25

場 所：北海道労働委員会会議室

出席者：

（委員）井上会長、五十嵐副会長、佐藤委員、林委員、山本委員

（事務局）川城地域主権局長、田中地域主権局参事

### ○川城地域主権局長：

定刻ですので、第6回の道州制特区提案検討委員会を開催させていただきたいと存じます。

それでは会長、よろしく願いいたします。

### ○井上会長：

では、お手元に配布されております、本日の19年度第6回道州制特区提案検討委員会次第に沿って、議事を進めてまいりたいと思います。

議事2というのが議事でありますけれども、それに先立ちまして、何点か経過報告をさせていただきたいというふうに思います。

前回開催いたしましたこの委員会では、これは地域医療の確保として、札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更届出先の知事への変更というようなものを始めとして、その他、労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大、地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大ということ。更に地域医療以外のところで、JAS法に基づく監督権限の移譲。更に水道法に基づく監督権限の移譲ということで、すべてあわせて3分野5件の案件について審議をし、その結果、ここで若干のですね、修正点というものが出されて、そして一部は会長一任ということで、承っておきました。それで、先ほど申し上げましたように、札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更届出先の知事への変更というような表題の部分は、ここでいただいた意見を勘案しながら、私のほうで決めさせていただきました。これらを基にいたしまして、翌10月の3日の日に私のほうから知事に対して直接、答申書をお渡しするというのをさせていただきました。そういうようなことを報告させていただきたいと思います。

それで、議事のところでありますけれども、本日の議事は、大きく分けて3つということになっております。(1)ということですが、これは今後の審議の進め方についてということで、当初我々が想定しておりましたように、12月に国にあげるということで、逆算しますと、遅くても11月の末日ぐらいまでにですね、今日から開催する委員会、およそ5回ぐらいの間にですね、1つまた改めて答申書をまとめるということで、行けばどうかなというふうに考えておりますので、そのあたりについて事務局から説明をもらうということと、あと(2)というのは、これは皆さん方のお手元に配布されておると思いますが、全体でですね、道民の皆さん方からの提案というのは、これはこういう部分ですね、1枚ものだったと思いますが、表題が道民提案についてということになっておるものであります。248件、全部であがってまいりました。それで、先ほどやりましたけれども、Aの地域医療対策、39件、項目数24ということを基にいたしまして、第1次ですね、知事への答申という形でまとめさせていただいた部分

が、一部この中にあるということでもあります。これは一応、今回のですね、今日の説明の部分からは省いておりますので、今回分ということで下のほうに209件、これが道民提案として私どもまだですね、何ら検討していない部分ということになりますので、今日はこのあたりを中心に道民提案の第1次整理ということをやっていく。それで、前回やりましたように、道州制特区ということになじむものと、そして道州制特区によらなくても対応可能なものというような仕分けの作業というものをやっていきたいということでもあります。更に(3)が次回あるいは次回以降の委員会の運営、日程が中心になるとは思いますけれども、それについて今日は審議をするということになっております。

それで、議事の(1)今後の審議の進め方についてというところから入ってまいりたいと思います。

それで、今、連絡がありましたけれども、当初予定されておりました、福士先生が当初から欠席の予定でありましたけれども、今、事務局に入ったところでは佐藤委員が欠席となりましたということでございますので…。[事務局注：佐藤委員は後刻出席されました。]

これで成立するんですか。

(川城地域主権局長～過半数ですので大丈夫です。)

過半数で成立しているということでもありますので、7人ですから、4人出ていればということで、人数少ないですけれども、十分にですね、意を尽くして審議を進めたいと思います。

では、まず事務局のほうからですね、(1)今後の審議の進め方についてというところを説明方いただきたいと思います。

#### ○田中地域主権局参事：

それではお手元の資料1、当面の審議スケジュール(案)ということで、ご覧いただきたいと思います。

7月30日以降、第5回まで行いまして、10月3日答申をいただきまして、翌日10月4日に道州制・地方分権改革調査特別委員会、道議会のほうにご報告をいたしました。また、その同日をもって、市町村意見聴取、パブリックコメントを開始してございます。

それで今後でございますが、本日第6回、一応今回は地域医療分野を除きます、道民提案の第1次整理ということで、先ほどもありましたが、209件、180項目につきまして、通して見ていければと思っております。

7回以降につきましては、非常に審議日程がタイトではございますが、いろいろ環境、土地などなどそういうものについて審議をいただきまして、11月下旬に向けまして、第2次答申という形で、19年度第2回提案、いわゆる来年2月下旬に始まります当初議会に向けまして、提案を整理いただければと考えてございます。

よろしく願いいたします。

#### ○井上会長：

ありがとうございました。

只今の事務局からの説明等々について、ご意見、ご質問があればお出しいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

事務局から説明あったように、あるいは資料の1をご覧いただきますと、おわかりいただけたと思いますが、10月の3日にやった第1回の答申に先立って、5回プラス2

回程勉強会をやったということで、かなりの回数、審議、議論を尽くしながらですね、やってきたんですが、その時にはスケジュールがもう9月中に出さなければいけないのでということで、皆さん方頑張ってください頑張ってくださいでやったんですが、多分これで終わり、2回目以降は少しゆとりを持ってというふうに、含んだような形で私も申し上げていたんですが、今日、実際には数日前に私もこれ目を通してんですけども、同じぐらい、場合によっては量とすればかなりですね、重い、とりわけ年末を控えてということですね、かなりタイトになります、道民、知事からというよりも道民から付託を受けているものをですね、やはり一つ一つ、そして意を尽くし、審議を尽くしながら、取り上げていくという意味では、これもやむを得ないのかなというふうに思っているところであります。

それで、これはきついねというような意見は、ここで出てこないと思いますが、非常にですね、私心配しますのは、今日もお2方ですね、欠席されておりますけれども、非常にお忙しい方に委員の委嘱をしたというような形になっておりましてですね、多分こういう形でやっても、全員が揃うというのはかなり厳しいのではないかとこのふうには思いますけれども、どこまで行って、どうしても運営できなくなるのかどうかわかりませんが、当面はですね、こういったスケジュールでやらせていただければというふうには思っております。とりわけこの表を見ますとですね、第8回、9回、10回というのは、上中下旬で、要するに10日にいっぺんやってるということで、私なんかは、自分のやってる仕事よりもこっちのほうが忙しいんじゃないかというふうに思っているぐらいなんですけれども、いやこっちのほうは予習、復習しなきゃいけないものですから、本当にね、皆さん方大変だと思うんですね。ですから、疑義があるかも知れませんが、いかがでしょうか。

私のところのメモには、特に異論がなければこのまま行くとなってるんですが、そういうことでよろしゅうございますか。

(委員～はい。)

また十分ですね、日程の調整等々をさせていただいて、何かかなり早めに日程を事務局に出すんですが、その間にどンドンどンドン我々は入るものですから、また調整するという、恐らく佐藤委員なんか多分そうだと思うんですね。ですから、効率的に日程調整ができるように、やっていただければというふうに思います。

(川城地域主権局長～はい。)

では、誠に申し訳ございません。当面このようなスケジュールで行かせていただくということで、ご了承いただきたいと思います。

では、(2)道民提案第1次整理についてということで、この点につきましては、資料の2が該当いたしますけれども、ここは先ほど言いましたように、緊急提案として行った地域医療対策、ここの部分は今回落としておりますけれども、前回も手順としては全部俎上にあげて、そしてその中で道州制特区になじむものと、必ずしもそうでないもの、道州制特区によらなくても予算措置等々を講じれば、現実に現在でも出来るだろうと思われるものと、大きく2つに分けていくという作業。こういう形でこれからですね、先ほど言いましたけれども、248-38でしたか、そこの部分をこれから、仕分けの作業という形でやっていきたいと思っております。

それで、事務局のほうから、これからですね、説明をしていただきたいと思います。

れども、私が考えるのはですね、これから道州制特区として提案、道州制特区提案として検討すべきものというのは、これはこれから時間をかけて何回もですね、審議を尽くしていくということですので、そのこのところ、これ件数としても少ないのは少ないのですが、ここの部分の説明も要領よくやっていただくとともにですね、今回、道州制特区によらなくても実現できるであろうという部分ですね、これは当面、もうこの段階で棄却するというわけではなくて、当面審議には直接的にのってこないであろうというもの、そちらのほうは一旦隅に置くわけですから、きちんとですね、説明していただきたいと思います。

それで会議が始まる前に言いましたけども、私今日2時間の予定で出てきたんだけど、どうも3時間かかるということで、それはきちんと論点をおさえて、よりよく説明していただきたい。簡単にじゃなくて、要領よく説明していただきたいと思います。

### ○田中地域主権局参事：

それではお手元の資料の2、道民提案の実現手法等に関する整理一覧表、これにつきましては、地域医療の時にしました形と同じ形でいわゆるメリット、デメリットを整理しておるといふ状況でございます。

それで、農林水産業の振興ということで、農業の振興。細分類を見ていただきますと、番号が25番。課税の免除というふうになってます。それで、この番号は先ほど道民提案についてという縦の1枚ものがございましたが、これまで道民の皆様から寄せられたものにつきまして、いわゆる項目数204件について、1番から204番まで、医療からスタートしておりますが、通し番号にしてございます。

ところが、この資料2の25番の下を見ていただきますと、30番となっております。これは今回、特区提案として検討すべきものとしては、通し番号のうちの25番、30番をピックアップしたと。それでこの資料2のやつをちょっと見ていただきまして、22ページを開けていただければと思います。

21ページまでが特区提案、いわゆる土俵にあげて当面検討していただきたいものと。それで22ページでございますが、ここが特区提案によらなくても対応可能なものというものの始まりでございます。そこで、左上を見ていただきますと、細分類、番号が26、27、28、29ときてございます。従いまして、農政分野の中で通し番号で26以降でございますが、これらについては、当面特区提案によらなくてもできるのではないかとということで、事務局のほうで整理をさせていただきました。資料はそのようなつくりとなっております。

元に戻っていただきまして、資料の2でございます。それでその下にですね、資料といたしまして、288ページものの個票というのがございます。この個票につきましては、各部、道庁といたしまして、道民の皆様から寄せられたものにつきまして、ニューtralな状態で考えられるメリット、デメリットなどを整理したものでございます。これは恐れ入りますが、後ほどまたご覧いただければ幸いです。様式としては、一応そのような形でございます。

それで、今回の特区提案として検討すべきもの、またそれによらなくても対応可能なものという、ものの考え方でございます。これまでも第2回の検討委員会におきまして、国が専ら専掌する事項、また、現行の法令で対応が可能なもの、また、現行の施策で対応が可能なものと、大きく3つの考え方を示してまいりました。ただ、とは言ってもなかなかグレーゾーンというのもございます、そこはその他という頭の整理をしてございます。

そうした中で今般、資料の中で、道州制特別区域計画というのを付けてございます。

ちょっとこの特区計画をご覧いただければと思いますが、この道州制特区計画につきましては、法に基づきまして今年の第1回定例会で議決をいただいております。その議決をいただいた計画でございますが、めくって2ページ、3ページを開いていただければと思います。2ページ、3ページにつきましては、北海道の現状と課題という中で、大きく、今後北海道については豊かな資源、地域特性を活用しようというもの、またイ、積雪寒冷、広域分散型社会の弱点の克服、そして自立的発展と。このようなコンセプトで道州制特区を推進すべきではないかというものが、道議会での議決もいただきながら、道として考えてございます。その中でまず、2ページの下の方イ、まず寒い。この寒いというのは何を指してるかという、下から2行目でございます。食料供給の場としての北海道が実現した背景、いろいろ努力もしてきましたが、3ページに行きまして、積雪寒冷という生産活動の制約を克服する。それで北海道の発展を図るためには、この地域特性に配慮しつつ、他都府県との競争条件を整えたいと。いわゆるイコール・フットィングの議論でございますが、かつて国は、全国どこにいても一律だと言われた時代が大きく変わって、地方は競争の時代と言われております。ところが例えば北海道におきましては、冬場農作物の作成ができないなど、そういった面で競争しろと言われても、イコール・フットィングの競争ができないのではないかとという視点から何かができないかという寒い。次にその下、また以降でございますが、広い。これは広域分散型の北海道が抱える行政課題。これにつきましては、いずれ5年後、10年後、我が国が直面いたします、課題を含んでいると。従いまして、今回の道州制特区を使いまして、北海道をモデルとして、先行的な検討をやっていくといったことから、広い、広域分散型の社会における、いずれ来るであろう日本国の課題というものを検討していきたいと。それで3つ目が自立的発展ということで、ウのところでございますが、2行目のところで、いろいろ環境、資源、豊かな資源がたいそうございます。これを活用いたしまして、北海道の自立的発展を目指すんだといった、大きなコンセプトとしては、寒い、広い、豊かといった視点を入れながら、特区提案で検討すべきものか、またはその他で対応可能かと、頭の整理をいたしました。

そういうことで、基本的な考え方、事務局としての考え方でございました。

それでは、資料2、内部に入っていきたいと思っております。

まずは、農業生産力の向上ということで、課税の免除。課税の免除につきましては、堅固なビニールハウスとか、排雪のための軽油などにつきまして、税金を免除してほしいと。その税金を免除いたしますと、今度市町村にとっては税収が減りますので、それにつきまして減収補填の措置を講じていただきたいという趣旨でございます。中身につきましては、まず地方税の課税免除、事実関係のところでございます。この中で固定資産税につきましては、市町村が課税しておりますが、地方税法によりますと天災その他特別の事情がある場合、条例で減免ができることになってます。従って、やろうとすればできるという状況でございます。ところがその中で、堅固なビニールハウス、これは例えばビニールハウスに限らず、農業工場、いわゆる工場形態にして、堅固な建物で農作物を作るといったものもございしますが、一応、家屋か家屋でないかという認定によりまして、その底地が宅地か農地かという議論が出てまいります。それでこの家屋外認定のところがございます通り、取り外し型のビニールハウスについては、家屋には当たらないということで、農地の上に取り外し可能なビニールハウスをつけてるということで、農地扱いというふうになってございます。それで、そういうものではなくて、もっと頑丈な、風にも負けない雪にも負けない、農業工場のようなものを作っていった時に、そこを農地課税ができないかといった形でございます。あと軽油引取税につきまして、これは道税でございますけれども、軽油引取税につきましては、例えば冬場、ビニ

ールハウスを使って、そこの農作業に必要なために除雪をすると。除雪をする時に軽油を使いますので、そういうものは課税免除したらいいのではないかという状態です。条例で減免ができますので、やるのは勝手ということになるだけでございますが、先ほどのイコール・フッティングの観点などから考えますと、そこの、最後の減収補てん制度、これにつきまして、現行におきましても地方交付税の世界でございまして、いわゆる国の政策的配慮、例えば過疎地帯における企業誘致とか、そういったものにつきまして、工業生産設備の新增設などにつきましては、国、総務省の了解を得た上で、減免をした分については交付税で面倒を見てあげますよということで、市町村の財政負担に影響が出ないという、減収補てん制度というのがございます。従って、減免するのは勝手だけでも、そこの穴を埋めてくれないかというのが提案の趣旨でございます。従いましてメリデメ、デメリットにございます通り、交付税による減収補てんがない場合、固定資産税が減収になって、今でも苦しいのに、市町村財政がもっと苦しくなるというデメリットがあがっているという形でございます。

続きまして、遊休農地を活用した燃料生産。これはいわゆるバイオエタノール。遊休農地なんぞやと申しますと、事実関係、真ん中でございます。耕作放棄地とは、過去1年以上作付けせず、数年間の間に再び作付けする考えのない耕地で、とは言っても農地でございます。そういう遊んでる農地で、バイオエタノールの生産を行う。それとともに、ガソリン税の減免などをやってはどうかという形でございます。それでここは、そもそも事実関係、真ん中に書いてますが、バイオ、これバイオと言っても、とうきびとか、小麦とか、これはもともと農作物でございますので、遊んでる農地に農作物を植えるということについては、何らそこは問題はないという状況でございます。こういう形の中で、バイオエタノールの普及について、道州制特区を使って、北海道でモデル的に進められないかという提案の趣旨でございます。メリット、デメリットは書いてございますが、デメリットで申し上げますと、例えばバイオ燃料は土地収奪性が高いということで、管理をうまくやらないと、裸地になって、土地が荒れてしまうというデメリットがあるのではないかというのが出てございます。

めくっていただきまして、引き続きバイオが続きます。ちょっとスピードを上げますが、バイオ燃料の特區として、これはもともと、ここの②の一番下のポツでございますが、バイオ燃料生産を行う企業を対象として、地方税の課税免除とか、先ほど申しました地方税の減収補てん制度が作れないかといった形でございます。それで、メリデメで見いただきますと、デメリットにございますが、既存燃料、これ国際価格と比較してコストが高いというのがそもそもの原因でございます。従いまして、何とかその税金を減免することによって、ガソリンより安くすることによって、バイオの普及を行っていけないかという問題意識でございます。次③、これは耕作放棄地に菜種を植えたかどうか。特に菜種について、別にだめだという規制はございません。④ガソリン税、これも先ほど出てますけれども、揮発油税法によりまして、ガソリンに炭化水素油以外のものを混和しました時に、新たなガソリン、何と言うんでしょうか、燃料ということになって、3%例えば混入すれば、その3%分についてまた課税がされると。従って、例えばE3ということで、3%のバイオエタノールをつぎ込んだ分については、課税をしないでほしいといった趣旨でございます。こういう形でここもメリット、デメリットでございますけれども、④ガソリン税の減免につきましては、地球温暖化防止などメリットも多い反面、税収が減った分はどうするんだということで、税の議論としては、税を減らす、そこに交付税の減収補てんをかましていくということで、何とか自治体が今の財政運営を維持しながらできないかというところがポイントかと思っております。

続きまして3ページ。自家用貨物自動車の車検の延長でございます。これは積雪によ

って、北海道は車を使う期間が短い。特にトラクターとか、そういう農業用の自家用貨物自動車、こういうのは半年納屋とかに入れて、車庫にいれと。ということは、その分使っていないんだから、車検の期間を延長してはどうか、という提案でございます。これにつきましては、車検につきましては新車は2年、それ以降1年毎ということで、自家用貨物自動車につきましては、定めが行われております。メリット、デメリットであります。これは経費は確かに節減されると。一方で車両の安全性、どうするのかと。ここのせめぎあいだと思います。

次にJASの監督権限。JASは既に議論しておりますが、ここの提案は2以上にまたがる広域業者を北海道にもらったらどうかということでございますが、これにつきましては摘要欄、見ていただきますと、第5回検討委員会で継続審議となっておりますので、次のステップと言いますか、緊急提案の上で、また今後検討するというところでございます。

続きまして林業の振興。

37番、森林管理の一元化。これは国有林、道有林、民有林を一体的に管理してはどうかという提案でございます。国有林、これは国有林野、国直轄でやってございます。北海道は全国の森林面積の4分の1を占めておまして、環境面でも非常にいいので、何とか山を一元管理して、非常に地球環境とかそういうものに対応できないかという趣旨でございます。新聞報道とかでございましたが、特に国有林野、厚岸で違法伐採があったり、その木の管理をどうするか、また、国産材の価格が非常に上がっておりまして、そういうものを誰がどのように管理していくかという論点かと思えます。メリット、デメリットでございますが、デメリットでいきますと、管理面積、例えば道が管理するとして、国有林を管理すると非常に面積が広がるものですから、そういう体制ができるかどうかといったデメリットが指摘されております。

次に地域森林計画。

森林審議会の諸掌事務の拡充。これは事実関係にあるとおり、森林法で都道府県森林審議会はこの法律に属された事項を処理するほか、うんたらかんたらと、諮問に応じて答申すると。それでその所掌事務が、地域森林計画の樹立、保安林の指定・解除、林地の許可処分などに限定と。従ってこれ以外のことをやると、また条例で審議会を作らんといかんと。こんなのも全部任せてくれればいいのではないかとということで、条例に任せてくれないかという提案でございます。これは摘要欄にございますが、現在これ森林法に限らず、多くの審議会が法に基づいて設置されております。そういったものについては、ここは条例に委任してもらっていいのではないかとといったものを、道庁提案として現在検討中でございます。

続きまして39。道計画・市町村計画の統合と。これは今、現状にございますが、森林計画制度。農水大臣が全国森林計画、知事が地域森林計画、市町村長が市町村森林計画、あと森林所有者が森林施業計画と、みんなそれぞれ作っております。ところが左側、概要にございまして、流域一体で森林マスタープランを策定してはどうかという提案でございます。これは日高で平成15年、また平成18年、大雨で流木による被害がたいそう出ました。そうしました時に、山の管理がおろそかになりますと、そこから木が流れ出して、川をつたって海に流れると。そうすると流れた木材が打ち返されまして、日高支庁ですから、日高の昆布の漁場に当たるんですね。ということは、山から一気通貫で海まで川が流れて、それが浜まで影響してしまうということで、森林管理につきましては、地球環境の観点も含め、誰が責任をもってどうやっていくのか、という論点でございます。それでメリット、ここは一体的にできるメリットがございまして、これにつきましては現在、道庁提案ということで、更に人工林の資源としてどのように活

用していくかという点につきまして、庁内で検討中でございます。

めくっていただきまして4ページ。

4ページにつきましては、47ページ、用途制限の緩和。これはすみません、4ページ、5ページにまたがってございますが、いわゆる土地の有効活用。①都市計画法、②いわゆる農振法、③森林法、④自然公園法と。いわゆる土地をどのように誰が管理をしていくか、国土利用の観点から、いろいろ例えば都市計画であれば、用途地域の指定について、もう少し自由にさせてくれとか、農振地域であれば用途をもう少し自由にしてほしいとか、また森林法、保安林指定とかそういう場合の権限をくれないとか、また自然公園法、これは国立公園は環境大臣が管理しています。作ってますし、管理しています。国立公園は国が決めて知事が管理をしているといったことで、こういう公園のあり方についてどのように考えるかということで、土地関連は一体的な国土利用を誰がどのようにするかという論点でございます。

それで49番。49番と10番保安林。ここにつきましてはこれは、水道法でございましたが、いわゆる今、農地転用につきましては、事実関係にございますが、面積4ヘクタール以下は知事が許可、4ヘクタールを超えるのは農水大臣。更に法律に基づきまして、2ヘクタールから4ヘクタール以下は当分の間、あらかじめ農水大臣に協議が必要ということが言われております。それでここで書いてございますが、農水大臣許可6件34ヘクタール、協議34件100ヘクタールと。それでこの権限、面積が4ヘクタールを超えれば国、4ヘクタールより下なら道ということは水道法と同じでございまして、人口で切るか、面積で切るかという論点があって、全部ちょうどいいといったことで、道庁提案といたしまして、土地利用についてのこの権限がほしいということの検討をしております。

次にすみません、番号10番ではなくて50番の間違いでございます。申し訳ございません。保安林。これは保安林の指定・解除の権限がほしいと。これも基本的に民有林につきまして、真ん中に表がありますが、重要流域、これは農水大臣、それ以外は知事と。また、解除についても大臣同意がいるということで、こちらの重要流域というのは2以上の県にまたがるもの、また、その他大臣が大事だと認めたものということなので、これも水道法と同じです。2以上の県にまたがるか、またはそうじゃないか、それによって同じ仕事を国と道がやっておると。それなら全部もらえばいいんじゃないのということで、水道関連のような形でございまして、いずれもこの49番及び修正50番、この2つにつきましては、土地利用ということで道庁提案で検討しております。

めくって6ページです。

これは漁業。国の関与の縮小ということで、漁業施設用地の変更協議とか、国が漁業の利用計画などで、いろいろ関与がございまして、これをおぼろしくしてくれないかといった点でございます。国の関与の縮小という観点からの提案でございます。

続きまして7ページ。続いて今度は観光に入ります。経済振興のうちの観光振興。

まず、国際観光の振興ということで、企業が国際観光の振興のために投資を行ったら税を優遇してくれないかといった提案でございます。これにつきましては、事実関係を確認いたしましたところ、国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル、また旅館で、いろいろ通信設備とかの整備については、所得税、法人税が30%とか7%とか、そういう制度が現実にあるそうです。それでメリット、デメリット、ここも減った税をどうやってやるかと、誰が負担するかということなものですから、その論点は残ってございます。それで摘要欄。地域限定通訳士、庁内検討中でございます。地域限定通訳士というのは、国交大臣の許可というか、そういう認定の計画を受けまして、北海道オリジナ

ルの通訳士、地域限定、北海道だけで使える通訳資格というんでしょうか、そういった制度が新たにできまして、それにつきましていろいろ、受験方法など、そういう細かく定められてるものですから、そういったものをもらえないかという内容で、現在検討中でございます。

それでカジノ。54番です。これは、事実関係のなお書きにございますけれども、当然刑法に違反する話で、構造改革特区提案、第5次でもなされておりますが、法務省といたしましては、一切ならんと言っておるという状況でございます。それで道民提案は概要にありますとおり、例えば外国人だけパスポートを見せたら入れるといったカジノもあるんじゃないかとか、そういう提案も来ておりまして、これにつきましてはメリット、まあもうかるなど、経済効果もあるなど。一方、暴力団が来たらどうしようかとか、青少年への影響はどうしようかとか、そういうデメリットという点でございます。

次に民宿・ファームインの活性化。これはニセコの果実酒とかですね、しぼりたて牛乳、どうするんだという議論。それでまず自家製果実酒、これ酒税法によりまして、お酒に水以外のものを混和した場合は、新たに酒を製造したものとみなすと。製造免許が必要と。いうことで、そのような規制があるものですから、もっと自由にさせてもらってはどうかという提案でございます。次に牛乳。これは食品衛生法で大変細かく決まっております、特に省令の中ですね、厳しい基準がございます。製造基準としまして①から⑤まで。特に殺菌基準というのがあります、63度で30分殺菌せんといかんと。それで、子どもの時を振り返ってみますと、近所からもらってきた牛乳というのは、10分ぐらい沸かせば、それでおなかをこわしたことはないんですけど、ここまで厳格なものがいるのかという気がいたしますが、このような提案です。ただここは、食の安全・安心という観点からいたしますと、食品衛生法関連につきましては、あまり規制を緩くして食中毒が起こるのも困るものですから、そこをどのように考えていくかという観点かなと思います。

続きまして、めくっていただきまして、8ページでございます。

まず、特定免税店制度。これはデューティーフリーショップでございます。デューティーフリーショップにつきましては、いわゆる沖縄振興特別措置法、現実に沖縄だけ今適用されてございます。それでこれを北海道にも適用してほしいという要望です。

次にビザ発給要件の緩和。これは北海道限定のビザなし入国ができないかと。これにつきましては、現在、ポツの3つ目、国は62の国と地域で一般査証免除措置ということで、本道への来道者、香港とか台湾はこのような3か月とか190日とかございます。ただ中国は修学旅行生についてだけ査証免除になっておるという状況です。これも、国の仕事と見るかどうか、あとまた途中でいなくなっちゃって、どこかに逃げられたらどうするかとか、そういう問題があるのかなという点でございます。

次に63番。外国人人材受入れの促進。これにつきましては、よく外国人シェフとかもっと長くいてもらったらいいんじゃないかという話がまず根っこにございました。それで、外国人研修生の在留期間、1年または6か月。例えば人文知識とかいわゆる知識の高い方については、3年から1年というものがございます。そうした中で、そのような運用にあわせて、ポツの4つ目、現実にはもう一方で財団法人国際研修協力機構というのがあります、いわゆる安い労働者で外国人使わせて途中で逃げちゃったとかという問題が起こってる制度でございますが、こういうものについて、もう少し長くおかせてくれないかといった要望も道民から来ております。この辺どのように、外国人の人権問題含めまして、あとどのように適正に管理できるかという問題点があるかと思っております。

続きまして9ページでございます。

9 ページ 64、65 はいずれも道路運送法の関係で、64、自家用車による旅客共同運送、また次は有料顧客送迎に係る権限移譲ということで、もともと道路運送法によりまして、有料でお客を運ぶ時には、国交省が許可をするという事で、そういう権限とかを自由にさせてくれないかということで、例えば旅館業をもっと広げるためにそういうことができないかとか、そういう提案、経営的なものもあるかと思いますが、そのような提案です。

続きまして金融関係。

66 番金融自由化。これは北海道、東京より早く、特に夏場早く日が昇るものですから、時差をつくってはどうかという提案でございます。それで日本の標準時、これ標準時ニ関スル件という、明治28年勅令167号と。これで定まっております。それで、現実に明治28年から昭和12年まで日本には2つの時間がございました。中央標準時、これ明石でございますが、一方で台湾、いわゆる西部標準時というのがあります。それで標準時については経度15度で1時間ずれますので、例えば日本の標準時、北海道は、ちょうど15度東にずれますとウルップ島を通るんですけれども、それで1時間時差をつくって、早く店が開くとか、生活リズムを変えるということができないか。これにつきましては、併せ、札幌証券取引所も1時間早くなれば大変もうかるんじゃないかと。ただこれも、ここにございますが、今外国為替市場、24時間取引とか、どの程度の実効性があるか、また、システム、北海道だけでやるとするとシステムに経費がかかるのではないかと、というデメリットが考えられるということです。

10 ページでございます。

10 ページはまず自由貿易地域。FAZ 構想というんでしょうか、自由貿易地域。これも沖縄振興特別措置法でございます。先ほどの免税店もそうですけれども、いろいろ金融特区とか、そういうのが現実に法律で現在つくられております。それで、そういったものについて、北海道でも適用してできないだろうかという提案です。もう1点は、ポツの3つ目でございますが、CIQ につきまして、いろいろもうちょっと自由に、迅速にできないかという提案についてです。CIQ につきましては現在、道と帯広市と旭川市から3名、千歳のほうに出しております、一応それで浮いた人間がそっちのCIQ にまわるということで、連携共同としてやっておるのがございます。

続きましてトラックコンテナ。トラックコンテナは道路法によりまして、車両の幅とか重量、高さ、長さ、最高制限が定められております。コンテナにつきましては、国際大型コンテナと国内コンテナと分かれておりまして、海上コンテナにつきましてはいわゆるISO規格であると。それで日本の規格というのはJRで積んでるコンテナということで、そもそも差がございます。それで、その規制につきまして、ISO規格に合致したコンテナについても、例えば長さが12メートルとか、こういういろいろ許可を得ないとだめなものですから、もう少し自由にできないか。物流をどう高めるかという観点からの提案でございます。

続きまして空港の一括管理。これは千歳空港ゲットとよく言われておりますが、第2回定例道議会におきまして、一般質問でも出しましたが、道内の第2種A空港の移譲を受けて、北海道独自の空の一元的な管理を行うということで、真ん中に第2種空港、A、B、3種空港、その他ございます。この第2種Aというのは、国が作って国が管理する。これは千歳、稚内、函館、釧路。それでBというのは、これは国が設置して市が管理してます。旭川空港、帯広空港はそれぞれ市が管理しております。3種空港、これは道が作って道が管理。これは女満別、中標津、紋別、利尻、礼文、奥尻と、離島を中心としたしまして、道が空港を作って管理してます。その他丘珠。これは防衛省との共用飛行場と整理されてございます。それでこれ、空港どれぐらいもうかっているかというのは、

なかなか空港使用料だけで100億と議会答弁がございましたが、メリット、デメリットで見ていただきますと、デメリット、千歳空港を含む着陸料の収入で果たして、他の空港が赤字なものですから、千歳のあがりて北海道の空港をまかなえないかという、素朴な提案でございまして、ここをどう考えていくかということで、空港ゲットの議論でございまして。

続きまして酒の免許については、先ほどと基本的に同じでございます。

それで、食品の機能成分表示。これにつきましては食品表示、JAS法もそうですが、どうやって表示をするか。そういう課題から、2つ目のいわゆる保健機能食品の表示といったところでいきますと、いわゆる保健機能食品、特定保健用食品及び栄養機能食品、こういうものの認定というんでしょうか、これを道自らが自分でやって出したら、食の安全につながるのではないかといった提案でございまして。ただこれもデメリットにございますが、人が食べたりするものですから、安全・安心をどう確保するかというのが大変問われてくる問題かと思っております。

めくっていただきまして、併せまして医薬品も権限を持ってはどうかというところまで提案が来てございます。

それで続きまして自家用自動車の車検。基本的に車検の延長は、最近車が立派になったとか、そういうこともありまして、ここも車検の延長が出てます。

あと中国人短期滞在ビザ免除。これは中国人技術者が来た時に、もっと自由に来れるようにできないかという。先ほど同様、外国人が入国した後北海道にずっと居住するとか、移動をどうするかとか、そういったメリット、デメリットがあるのかなと思っております。

それで法定3カ月点検。これタクシーでございまして。タクシーは、車両性能が良くなって修理箇所がほとんどないので、ちょっと延ばしてくれないかという提案でございまして。それで、道路運送車両法によりますと、タクシーにつきましては3カ月毎に自動車点検と。これをもっと自由に、もうちょっと長くてもいいんじゃないのと。ただこれも、自動車業界との関係もありまして、いろいろ議論があるのかなと。ちなみに摘要欄を見ていただきますと、タクシー、需給調整90番と2つあがってるんですが、これまで五十嵐委員のほうからご提案のありました、救急タクシーにつきましては、今回このタクシーの中で、ちょっと道庁の中で検討できないかというふうに思っております、いわゆるタクシー業界の意向もございまして、ちょっと進め方はまだあれですが、医療とは切り離れた格好で、こっちのタクシーのこととして取り上げたいなというふうに感じております。

続いて90番需給調整。これはポツの3つ目、平成14年、タクシーの需給規制が見直され、いわゆる需給調整規制、これまで非常に台数制限とか規制があったやつを、旧運輸省におきまして、航空分野、陸上分野、バス、タクシー、飛行機ですか、非常に規制を緩くしました。その結果、最近どこ行ってもタクシーが2重、3重で余っちゃってるというんでしょうか、そこを少しくつくできないかといった規制強化の議論でございまして。その場合にデメリットといたしましては、業界内で競争原理が働かないのではないかと。せっかく自由競争で価格を下げるといふふうにしたのに、また規制で守っちゃうと、そうならないんじゃないかという問題意識です。

次に92番。時差は基本的に先ほどと同じでございます。

93番、サマータイム。サマータイムにつきましては、ポツの2つ目、16から18、3年間、札幌商工会議所がサマータイム実証実験を行っております。それで、かなり多く参加しております。それでメリット、確かに夏、北海道庁も試しておりますけれども、夏非常に早いんで続けたらどうかと。ただ一方でデメリットとしまして、いろいろ時刻表示、北海道だけサマータイムを入れるのはどうかと。なかなか混乱が生ずるのではな

いかとか、あとシステムのコストがかかるのではないとか、そういったものが一応提示されております。

続きまして94番、自動車の潜在需要ということで、これは例えば、バイクの好きな方からの提案だったんですけども、乗り分け、例えば事実関係に書いてますけれども、何というんでしょうか、夏のみ利用したり、夏と冬で乗り分けると、例えば夏はナナハンに乗って、冬は250とか、そういう乗り分けをするんで、使わない期間における税金は払わなくていいんじゃないかという提案でございます。ここもコスト、事務が複雑になるとか、潜在需要は確かに増えるなどかというのが、メリット、デメリットでございます。

続きまして、不動産短期賃貸契約の簡便化。これはいわゆる移住対策として提案があがっております、実現のための手法を見ていただきますと、いわゆるウィークリーマンションなど、最近手軽に短泊で泊まれるところが出ております。ところが事実関係のポツの1つ目、3行目で、現実には宅建業法で契約内容を記載した書面を本人に渡さんとだめだとか、取引主任者を通じて必ず説明をしないとだめだとか、そういういろんな規制があるものですから、もっと自由にさせてくれないかという話でございます。ただ、消費者保護と手続きの簡素化をどう考えるかがメリット、デメリットかと思えます。

次は床屋さん、パーマ屋さんの垣根撤廃。これは理容師、美容師。カリスマ美容師が最近増えてると。カリスマ美容師が増えてきてるんで、もう床屋さんもパーマ屋さんも入口を分ける必要もなくて、一緒にいいんじゃないかという提案でございます。それでここも、規制があったほうがいいのか、ないほうがいいのか、非常に難しい面があるのと、床屋さんで刈り取る時、ハサミの使い方が違うようでして…。

(ワイヤレスマイク混信のため中断)

はい。続きます。すみません。ハサミの使い方が違ってるとか、下から切るとか、その辺の技術をどうするかという問題もあるかと思えます。

続きまして15ページ、バイオ燃料です。バイオはすみません、15ページ、16ページ、これ物の見方によってこういう形で、重複というわけではありませんが、出てくるので、2ページ飛びます。基本的には同じです。

17ページでございます。リサイクル。環境保全の観点です。

いわゆるリサイクル利用が確実な廃棄物に限り、廃棄物のいろんな許可をもっと自由にしてくれと。その下も同じなんですけど、いろいろ住民同意をどのように取るかということにつきまして、条例で任せてもらっていいんじゃないかという点でございます。これにつきましては摘要欄にございますが、現在、廃棄物処理、リサイクルをどうするかという権限問題につきまして、道庁提案として提案を予定しております、こういう中でしっかり議論していきたいと思っております。

続きまして18ページ。これからは地方自治の強化、いわゆる地方自治の関連でございます。

まず123番、政令市等の法定要件の緩和。現在、法律に基づきますと、政令指定都市、人口50万。これすみません、事実関係のところ書いてますが、地方自治法によりまして、政令指定都市が人口50万、中核市は人口30万以上の市というのが規定されてございます。それで現実の運用は、浜松が入るまでは人口80万以上、それで浜松を入れる時に70万まで下げて、法律上50万以上なんですけど、総務省の運用として70万を超えれば、政令市ということになってます。そこを、人口40万というのは、いわゆる旭川圏を想定しているのではなかろうかと思えますが、そういう政令指定都市並

みの権限・財源を与えることによって、合併の促進にもなるし、自治の強化にもつながるといふ視点でございます。これにつきましては摘要欄を見させていただきますと、今、道庁内で広域中核市というのを検討してございます。これは、政令指定都市要件というのは人口で切っておりますが、広域中核市につきましては面で切る。例えば第2次医療圏のところでも市町村が合併すれば、それはそれだけで政令指定都市にしていけないか、権限・財源渡せないかということで、これまで人口を軸としてきた物事の見方を、面で切ると。そうしなければ、この広域分散型の北海道におきましては、なかなかカバーしきれない部分があるという観点から、このような人で見るとか面で見るとかという議論で、今いろいろ検討しております。

次に、道から市町村への権限移譲。これは今、道から市町村に権限移譲を行っておりますが、法律を直さなければ移せない権限というのが500件ございます。この500について、法改正が必要なものですから、これについてどのような形で提案ができるのかできないのか検討する必要があると。

次に125、2重、3重行政の解消。これは開発局とか、経済産業局とか、こういう2重、3重の行政を解消して、無駄を解消するという提案でございます。これにつきましては現在、北海道におります国の支分局の職員、2万174人。JAS法をやっている農政事務所が53人でしたが、こういう2万人ぐらいいると。ここは今回の特区法制定に当たりまして、平成18年4月12日の政府・与党合意というのがございます。この中で、3桁国道の移譲など、大規模な職員の移動が想定される事務・事業の移譲につきましては、道州制特区の実施状況、北海道における区域内の市町村への事務移譲や行政改革（支庁の整理統合を含む）の実施状況等を踏まえた上で、北海道における受入体制を十分考慮して検討すると。このようなものがありまして、大規模な職員の移動というのは、人数はなかなか想定されませんが、ちょっとこのような条件がついてるということをお付けしております。

続きまして負担金制度。国直轄負担金についてでございますが、地方財政法に基づきまして、国が直轄でやる事業について、地方から負担金とってまわす。ところが国は国、地方は地方というならば、国の所管している直轄の施設などについては、負担金取らないで自分でやってくださいという提案でございます。これも虫がいいという見方もありますし、そのほうがあるべき姿と見る、これも議論があるところで。

それで、131は同じですので、161。

課税免除。これ離島振興でございます。離島の場合、なかなか車があるので、2台目以降、自動車税まけてくると。いうことでございます。これにつきましては、メリット、デメリット、税の公平性どうするか。ただ離島の場合、揮発油税もありますけども、ガソリン価格が高いと。そこにどのような財政支援が必要かとか、そういった離島に住むことの不便さと、税負担の公平性というメリット、デメリットがあるかと思っております。

次に地域活性化で、165番、車検の延長。これも先ほどの車検と同様の議論で、3年毎の車検にしてくれと。

それで水道法。これ水道法に基づきまして、水道事業者は塩素を混入せんとだめだと。義務づけられております。塩素の混入が義務づけられております。ところが、名水100選、おいしい京極の水みたいなところは、あえて塩素入れなくてもええんでないかという提案でございます。ただこれにつきましては、メリットもあるんですが、デメリットにつきましては、いろいろ、万一大量に、塩素で消毒しておかないと、一挙にライフラインに流れてしまった時に、被害が大きくなるんじゃないかとか、冷蔵庫で氷を作るときに、塩素が入ってない水だとカビが入るんだけど、塩素入っているとカビができないとか、どれがいいのか。メリット、デメリットでございます。

続いて20ページでございます。

青春時間。これは本年5月、渡辺大臣が北海道に来られた時に、高校生から提案のあったものです。学校の夏期の登校時間を1時間繰り上げて、放課後を有効活用したいということで、これは事実関係でいきますと、そもそも学校始まりの時間とかというのは校長が定めます。あと学校職員の勤務時間、これも規則で定められます。という状態で現行制度で対応が可能となっております。その中でメリット、デメリット。1時間早まるからボランティアとかそういうようなメリットがありますが、1時間上がることによって、交通機関は大丈夫かと。今、札幌も学区が1本になるとか、本当に通えるんでしょうかと。それとか、朝のご飯を、お母さん大変ですねと、そういったデメリットが出てございます。

続いて21ページです。

ここは福祉関係のNPO法人や公益法人の損金処理、活動に対しての寄付を全額損金処理対象としたいということで、ここにつきましては、NPO法人のうち一定の要件があって、企業などが寄付をした場合、租税特別措置法によりまして、寄付金控除の特例がございます。それでここについて、現実にもある程度できておりますが、ここをどう対応するかと。

次に198番、福祉有償運送の規制緩和。これは社会福祉協議会とか、そういう団体が、福祉車両、患者移送車みたいなものを運営する時に、地元の運営協議会というところで、そういうのを決めるわけですが、自分のまちに病院がなくて、隣のまちにしかない。そうしてそこに行く時には、本来、自分の市町村の中だけであれば、有償運送をしても構わないとなってるんで、他のまちに行っちゃうとですね、それがだめだということの規制があるようでございます。それで、メリットに書いてございますが、広域分散型の北海道でございますので、多少市町村を越えても、リハビリのためとか、そういう通院の時にはこういう国交省の規制をなくしていいんじゃないかという提案でございます。

最後199、介護サービス事業所の指定。これは介護サービスの指定、真ん中に事実関係ありますが、全国一律と。それで知事の裁量権がないということで、そういう権限がもらえないかという形の提案でございます。

恐れ入ります、以上で土俵にのるもの、説明を終わります。

## ○井上会長：

ありがとうございました。

まだ半分終わってないんですが、半分も終わってないというのは、要するにこの後にある、道州制特区によらなくても対応可能なものというのが、量的に多いのですが、とりあえず今の段階で、特区提案として検討すべきものということについて、逐一、ポイントを押さえたような形で、説明をもらいました。ただ、この中にありましたように、何度か説明がありましたように、税金の減免ということになると、今度はその部分をどうやって補てんするのかというような問題が出てくるとか、あるいは水道法について議論をした時に出てきましたように、人口割とかですね、地域割とかいうようなものが、厳格に記されているような法律条項もあるので、北海道の実情に合わせた形で、どういうふうに運営していったらいいのかというところの議論もありました。こういうようなことを踏まえてですね、今の段階で、非常に早い説明だったので、一つ一つということにはならないかも知れませんが、何か大きな括りの話、あるいは個別でも結構ですが、ご意見あるいはご質問があれば、今お出しただけだと思います。いかがでしょうか。

○林委員：

例えば25番、最初の1ページのところですけれども、デメリットとして、市町村財政の悪影響が懸念されるということなのですが、実際こういう、全体の税金の中からいうとすごい小さな部分だとは思いますが、どのくらいの影響というふうに試算なさっているのでしょうか、そのデメリット分というのは。

○田中地域主権局参事：

もともとこの発端が、例えば千歳にイチゴの工場というんでしょうか、農業工場というんでしょうか、年間稼働できる、いわゆる農業サラリーマンのような形でそこに入ってる。そういうところの、新聞報道にございましたが、数千万円の固定資産税がかかっていると。宅地課税になってるものですから。例えば1つの工場、規模ちょっと私も見ただことないんですけども、数千万の税金を払ってるといってたんで、農地課税になると恐らく千万単位ぐらいが落ちるのかなというふうに想像いたしました。従って、1箇所そういうのがあれば、市町村にとっては例えば1千万ぐらい減っちゃうと。ただその時に減った分を地方交付税で面倒を見てくれればこんないいことはない。その時に、それを単なる金くれ要望と見るのか、それとも、それはイコール・フッティングの観点から競争条件を整えるんだと見るのか、その辺が1つの論点かと。

(川城地域主権局長～量的なところのご指摘もありますので、ちょっと調べられる限り、どのようなロットになるのか、次回報告させていただきたいと思います。)

○井上会長：

そのほかいかがでしょうか。  
はい、どうぞ。

○林委員：

どこでしたか、牛乳のことで特区のございましたが、構造特区で何か牛乳のことで1件、浜頓別の農家がこうした牛乳を出すというようなのがあったんですが、それは何というんでしょうか、これとの関連というのは余り考えなくていいものなんでしょうか。

○田中地域主権局参事：

すみません、事実関係ちょっとあれですが、非常に厚生労働省がですね、この食品衛生法関連については、都道府県の、市町村もそうですが、挙証責任を100%安全だと言わない限りOKがなかなか出ないものですから、すみません、後ほどそのデータ、構造改革でできてくるかどうかについては、次回なりご報告させていただきます。

(川城地域主権局長～あと構造改革特区は国の法制度をそのままにして、一部そこを規制緩和するという仕組みですけど、私どものこれは道に権限移譲していただいて、道が必要であれば規制緩和をすることなので、出来型は同じかも知れませんが、プロセスが若干違うということはあるかと思いますが、もう少し調べさせていただきたいと思います。)

○井上会長：

そのほかいかがでございましょうか。

(各委員発言なし。)

もし、なければですね、時間を急いでるわけではないのですが、特区提案によらなくてもというような部分、それも引き続き説明していただいて、その説明が終わった後、この道民提案の部分を一括してですね、総体として、そして個別としてという形で、質疑応答というような形で進めさせていただければと思うんですが。

今から事務局のほうから残りの部分を説明してください。

### ○田中地域主権局参事：

それでは、特区提案によらなくても対応可能なものとしまして、22ページをお開きください。最初に申し上げましたが、国の専掌事項か、現行法令で対応可能か、現行施策の推進で対応可能か、そしてその他と。これはあくまでも、恐れ入ります、事務局の案、たたき台という意味でございます。それで実は昨日の夜までに各部調整を終えまして、それから今般の資料印刷にうちのスタッフが4時間以上かかって、みんな明け方までやってたものですから、まだホヤホヤでございます、いかようにも持ち上げたりですね、行ったり来たりにつきましては、今日に限らず今後も是非お願いできればと思っております、それでは中に入ります。

農業生産力の向上、26番。これは北海道の自給率の引き上げ、農改センターの充実強化で食料支援センターにすると。今でも可能と考えてございます。現在、第3期北海道農業・農村振興推進計画もきまして、自給率192%を242に引き上げたいという形で計画を立て、また、農業改良普及センターにつきましては、本所、支所におきまして地域密着の活動をしておると。それでそのように判断いたしました。

外国人人材受入れ。労働需給のミスマッチということで、いわゆる外国人の受入規制を緩和できないか。これにつきましては、先ほどちょっと実習制度がございましたけれども、農業・水産加工で特に外国人研修、また技能実習を利用した外国人が非常に多く入ってきてます。ただ報道とかでよく、その人達が逃げちゃったとか、低い給料で働かされたとかありましたが、これにつきましては今、国におきまして、制度の趣旨また実態に乖離があった、そういった現場の問題を考えまして、2009年を目指しまして今検討を進めているということで、一応国の制度議論かということで、対応可能と。

続きまして、農業高専などの教育機関整備、また資格制度を入れられないか。これは道立農業大学校、これは実は18年度に学校教育法に基づく専修学校といたしまして、4年制大学への進学が可能となるということで、レベルアップには一応努めております。それと資格制度。デンマークにグリーンカード制度というのがございまして、ここは世襲制という形ではなくて、農業国家資格というのを持たなければ農業ができないわけで、その時には30ヘクタール以上の農地を買ってやる場合にはこの資格が必要であると。その代わり、私立の学校が多いようですが、農業専門学校の運営費補助など、国が9割とか、かなりの部分を支援してございます。そういった形で、日本の世襲制と比べますと、そういう制度がなくて、こういう国家資格でやっているという例がございまして、それと新規参入につきまして、特に制限するものはございませんし、担い手育成センターが中心となって、いろいろ貸付とか、技術援助をやっておりますという形で、施策対応かなと。

続きまして、農業を志す者に当初、農地を借地として提供し、世話役が指導すると。これ事実関係ですが、新規就農自由でございまして、特に制限はございません。

続きまして、ふゆみずたんぼで農業振興。ふゆみずたんぼとは何ぞやということで、

右側ですが、冬のたんぼに水を張る。そうすると、水生生物や渡り鳥に生育環境が提供できるし、草を抑制する。また、施肥効果もあって非常に栄養のある稲ができるという農法だそうでした。ここは北海道、冬凍るものですから、なかなか難しい面がございますけれども、春先からこういうことをやることによって、そういう実践例もありますということで、事実行為的な形で考えております。

次に、雪氷冷熱エネルギーを導入した、農林水産業の倉庫とか、そういう制度を作れということなんですが、これ沼田町あたりでもうかなり定着してはいますが、雪氷冷熱エネルギーによる農産物貯蔵施設の整備につきましては、現に農業補助金の対象となっております。それと国に対しまして、もっといろいろ支援制度の拡充は、要望しております。ということでございます。

農業、漁業への公的保証。これ中小企業向け融資にも関連してですが、農業、漁業にも信用保証協会の公的保証を認めるということのご提案でございますが、信用保証協会はいわゆる中小企業向けには北海道信用保証協会、農業また漁業につきましては、北海道農業信用基金協会、また漁業信用保証協会。信用制度はそれぞれバラバラですけども、一応それぞれ持っているという対応でございます。

次に現行法令で対応可能というのは、オーガニック認定制度の制定と。農産物や食肉、乳製品など厳しい基準をクリアした食品のみ、北海道のオーガニック認定を行う。それで右側ですが、JAS法によりまして、有機食品の表示につきましては、日本農林規格が制定されております。有機またはオーガニック、オーガニックは化学肥料とか農薬によらず、こういうものを栽培する方法だそうですが、既に可能であるということでございます。参考までに、下に有機JASマークというのを付けておりますが、こういうもので既に行われておまして、今でもできると、やっておるという形でございます。

続きまして23ページ。

40番、操業調整の期間の短縮。指定漁業の許可権限の移譲を受けて、知事が一元的に許可を行って、国と知事に権限が分かれてるものですから、それを全部ちょうだいという形です。これはまず、魚関連、世界中を魚が回遊するものですから、それで漁業また水産業の管理、国がかなり専掌してる面が多くございます。その中で、道に関連するものとしまして、例えば沖合底引き網漁業、まき網漁業、30トン以上のいかつり、10トン以上のさんま、遠洋かつお、まぐろ漁、これは大臣管理。農林水産大臣管理の指定漁業といわれておりますが、大臣管理になってます。それでこれについては、国が複数県、回遊するものですから、そういった2以上にまたがる場合には国の仕事じゃないでしょうか。2つ目として、操業海域が広いものですから、ロシアにいる魚もいるものですから、そうなりますと、外国水域とか公海での操業、これは外交問題になってくるということで、一応国の専掌という形で整理をさせていただきました。

続きまして、養殖水産物の密漁取締。これは密漁の罰則が弱いので、条例でもっと厳しい罰が作れないかという提案でございます。これ罰則規定につきましては、条例で定めるとしても、少なくとも法を超えて罰則を条例で強くできないものですから、一定の限界があると。それと密漁に対する罰則強化、これまで道も議会もいろいろ要望してまいりました。それで19年6月、一応改正が行われまして、罰則が強化になってるということで、現行で少し改善はされてきていると。

続きまして、流水とか低気圧に負けない養殖とか栽培技術。これとかですね、これも栽培技術については、水産試験場とかでナマコの養殖とか、いろいろそういう取り組みはやっていますので、現行でやっておると。

それで需給のミスマッチ。これも基本的には先ほどの研修制度と同じ趣旨でございます。

次に中小企業の融資制度。これも先ほどと同趣旨でございます。

それで、加工原料を確保するため、外国船でも日本の港に水揚げできるようにする。45番でございます。これはですね、外国漁船などの管理は国の専掌ということで、整理もそうさせていただきます。外国人漁業の規制に関する法律によりまして、外国漁船が我が国の港に寄港する場合は、次の行為のみを目的とした場合を除き、大臣許可となっております。この大臣許可をいちいち取ってたら面倒くさいというか、時間もかかるので、北海道知事に出来ないかという提案でございます。これは緊急入港、外国から積み出された漁獲物の陸揚げ、あと洋上から積み出された漁獲物の陸揚げということで、一応国の専掌とさせていただきます。

続きまして46番です。ここもエネルギーは先ほどと同趣旨でございます。

続きまして24ページでございます。

これは、未利用国有地とか道有地を有効に活用してくださいということで、北海道もいろいろ売却したり、貸したり、いろいろやっております。現行でやっておると。

それで、農地の下限面積を引き下げたいと。これは構造改革特区で、農地の権利取得要件であります下限面積につきましては、17年9月、全国展開が行われております。それで耕作放棄地の多い地域につきましては、最低10アール。改正前は都府県が50アール、最低基準ですが、北海道2ヘクタール以上。これはもう、最低10アールに緩和されておるということで、現行法令で対応可能と整理いたしました。

次、25ページ。

C I Q業務の一部移管。C I Q業務の移管とか、スタッフを活用して、出入国手続の迅速化を図る。これ現在、千歳空港の国際ターミナルが、だいたい20万人規模を想定しているところでして、実際に今、60万人ぐらい来ているということで、3倍ぐらいのキャパなものですから、そういう問題でもっと早く何かいろいろできないかという点につきまして、先ほどもちょっと申しましたが、札幌入国管理局に北海道、帯広市、旭川市、職員3名派遣して、国との連携共同事業でそういう努力はしております。ただしC I Qそのもの、これは国の専掌ということで整理しました。

それで、中国元の両替所を増やしたい。また両替上限額の見直し。これは平成10年、外為及び外国貿易法改正で、外国両替業務は自由に行えるようになりました。それで、中国につきましては、中国人民銀行公告によりまして、中国人及び外国人が中国を出入りする際に、なんぼ人民元持っているか、その限度がですね、いわゆる中国の世界として、2万人民元、日本円で換算すると31万ぐらいということで、日本側に来た時に別に制限ないんですけども、出国とかする時に、2万人民元しか持ってけないという中国政府の問題かと思っております。

次に外国人が道内で運転できないか。これは、日本の運転免許証を有しない者は、道路交通法に関する、いわゆるジュネーブ条約に基づきまして、国際運転免許証を所持するもの、または日本と同等水準の免許制度を有する国の免許証に翻訳文を付けてるものを有する者に限るということでございます。逆に申しますと、日本の運転免許、国によってレベルがそれぞれ違うものですから、それと同等でなければ無免許と同程度の意味を持つので、非常に危ないという回答です。それで、かねて、台湾人観光客に対する運転免許証の許可というのを要望してました。これは、今年9月19日から法改正になりまして、実現したということで、一部そういうのも行っている。ただこの時も、警察庁で台湾に行って、運転試験場の教習所みたいなところですか、それを見てきたそうでございます。

次に、北海道を長期滞在型の避暑地などに位置づけるため、税の優遇をして出来ないかと。

失礼しました。60番をぬかしてしまいました。60番、道路標識の統一。道内の道路標識を統一。外国人観光客のためにいろんな言葉で標識作ってということですが、多言語標記につきましては、いわゆる日本語と英語の2カ国標記を徹底すると、3カ国以上入れると、視認性の観点から適切ではないとされております。それで、主要な交差点とかにつきましては、いろいろ工夫しながらやっておるということで、一応現行で対応という形でしております。

それで長期滞在型。日本をリゾート型というんでしょうか、長期滞在型にできないかと。これは、先ほどの税の議論は、例えば観光客とか長期滞在者のものを作ると、そうした時に固定資産税を減免するとか、そういった基本的には地方団体が条例でできます。従って、施策としてやるかやらないかという議論かと思えます。

次、26ページでございます。

陸、海、航空運賃の低減。これは道州制特区というよりも、鉄道、バス、航空、いわゆる運賃は国交大臣の認可又は届出を要するとされております。ただこれは、交通事業者が自らの採算性を考慮して設定するものでございまして、専ら民間の経営判断の議論ではないかということで、その他で整理いたしました。

次に港のセーフティーネット。ここが、各事業者の労働者を自己の労働者とみなす特例を活用するために、組合設立権限の移譲を行うということで、道路運送事業法によりまして、港湾運送事業というのは国交大臣の許可が必要になっております。それで、許可基準としまして、労働者数というのが定められていると。これについての提案かと思われるんですけども、ちょっとここも港湾運送事業のあり方に関する根本の議論で、この議論が特区とはどうかということ、その他に整理いたしました。

それで最高速度、高速道路120キロにしたいと。これは公安委員会が、最高速度を決めるのは公安委員会で独自にできます。ただ現実には100キロを超える県はございませんが、基本的にはできます。それで最高速度の規制、ただこれにつきましては車線数、交通事故、いろんな要素を考慮して決めておるんで、安全を取るか、どちらを取るかという議論で、なかなか難しいということで、やろうとすればできますが、一応現行制度でできることにはなっております。

次に稚内の領土の一部をロシアにレンタルして、ロシアとの交流の窓口としたいと。これはですね、国の専掌事項と判断しました。道での対応は困難と。

千歳空港貨物受け入れ。これは24時間空港、千歳をハブ空港にしたいということで、いろいろ道も200億円ぐらいかけて、いろいろ地元対策やってまいりました。それで、24時間とは言っておりますが、書いてございますけども、平成6年、関係住民との合意によりまして、深夜・朝、特に6枠、1日6枠までできるようになっております。それで現状を調べました。貨物便4枠、これは全日空、ギャラクシー、2便。それで旅客便2便。11月のダイヤを調べてみたところ、JAL22時着、エアドゥ22時30分着。10時過ぎると夜間になっちゃうものですから、そういう意味で、こんな格好で使われておるようで、現行でやっておると。

次、米、赤飯などの加工工場や缶詰工場を道内に建設する。これはですね、民間事業者の設備投資の議論ということで、その他。

続きまして、コメ粉の販売についてあまり報道されてないと。コメ粉の広報の議論かと思いました。

大型店と商店街の共存共栄。ここはですね、特に営業時間とか休業日の規制はなく、営業の自由に係る議論かなということ、その他に整理をいたしました。

続きまして27ページ。

リサーチ&ビジネスパーク。北大にリサーチ&ビジネスパークということで、いろい

ろ産学官連携した形でやっていますが、そこに国の競争的資金の配分を受けて、戦略的に活用すると。これは現行施策の推進で対応可能とおいてますが、いろいろ国からの補助等も入っておりますから、国とも連携しながら一生懸命推進するという、施策の推進の議論かと思われま。

それで、ものづくり産業。誘致企業に対する税制面の優遇措置。ここは現在も、先ほどちょっと交付税の減収補てんの話申し上げましたが、現行でも、過疎地とか一定の基準を満たす立地に対しましては、地方税の課税免除とか、こういうことを行った場合に、3年間に限り交付税措置があるという、財政的な対策もあって、一応やることはやっておるのではないかと。ということで、現行法令で対応と。

それで、産学官連携施設を要するときに、また税の減免でございます。税の減免、やるかやらないかは先ほど申しましたが条例で決める。ここは政策判断の議論というふうに判断いたしました。

産業・経済、教育、優秀な企業・人材を誘致する。他の道州との差別化。現在も頑張っていると。

次に、札幌近郊に研究所を誘致して、教育水準等をあげると。私どもも一応、北海道企業立地促進条例に基づきまして、最高20億の助成の制度を持ってやっておると。

IT関連ですが、各行政機関共同しまして、最適な資源配分ができないかと。いろいろ国とも連携いたしまして、連携協力をやっておると。

パークアンドライドを推進し、更に民間企業の通勤バス制度を支援できないか。パークアンドライド、道としましても、地球温暖化防止計画におきまして、パークアンドライドは非常に有効であるというふうに位置づけて、取り組んでおります。ここも施策の議論。

バイオ関連施設の機能の発揮。道内のバイオ関連研究施設につつきまして、いろいろ総合的に発展を図るために、制度創設ができないかと。これもですね、いろいろ北海道のポテンシャルとか、バイオを生かしたものと、それぞれ国、大学と連携してやっておると。

次に営業エリアが広いなどの特殊事情で、仲介報酬基準の見直し。約定によって、仲介報酬上限を超える手数料の受け取りができないかと。これにつつきましては、現行法令で可能でございまして、国交省告示によりますと、依頼者の特別の依頼、それを支出する場合については、その負担について、事前に依頼者の承諾があれば、それは可能であるということで、現行法令で対応可能と。

減価償却の年数を選択制を入れてはどうか。この減価償却制度は国税、所得税とか法人税の算定、課税の基礎になってございます。そうした中で、減価償却資産の耐用年数につつきまして、公平性の観点等を考えますと、全国一律の取り扱いが必要ではなかろうかと考えました。

次に法人の経営安定基金。課税額の5%以内を会社の基金として積み立てることを認め、会社の経営安定。これも専ら国税、法人税のあり方の議論というんでしょうか、というふうに判断いたしまして、その他とおいております。

続いて28ページです。

労働環境の整備としまして、採用時年齢制限の撤廃、最低賃金の値上げ、55歳以上雇用の補助、通年雇用の環境整備。これにつつきましては、一応現行法令でできるものもあるし、施策議論でないかと分けておりますが、採用時年齢制限、これにつつきましては、平成19年6月、募集採用に係る年齢制限を撤廃を義務化した、雇用対策法が改正された。それで最低賃金の引き上げ。これにつつきましては、北海道地方最低賃金審議会での審議を経て、北海道労働局長が決定するようになってございます。現在、最低賃金はいく

らにするかと、生活保護といろいろな報道等でも出てございますが、いわゆる生活保護に係る施策との整合性に配慮するというところで、国会の法案が継続審議となっている状態でございます。通年雇用。これにつきましては、19年度から国の対策として、②ですが、一般業務への労働移動による通年雇用化を実施する施策とか、ハローワークのうんぬんということで、国の施策で取り決めが進んでいるということでございます。

次に、在宅就労紹介センターの設置と。老人扶養世帯などを対象とした、在宅就労紹介センターを設置すると。ここもいわゆる予算議論、作る作らないでございますが、そもそも介護保険を財源としてという趣旨もございましたが、介護保険につきましては、あくまでも介護サービスの提供目的で保険料をとっておる関係上、それ以外のものに流用ができない格好になってまして、財源的には介護保険を使うことが難しいと思います。

ふゆみずたんぼは先ほどと、菜種も同様でございます。

高年齢層人材の活用。これもですね、高年齢者雇用安定法におきまして、18年4月から、65歳まで定年引き上げ、65歳まで継続雇用の導入、③定年の定め廃止、いずれかやりなさい。義務付けが行われました。

シルバー人材センター。会員120人、補助基準、会員120人以上を80人以上に緩和してくれ。予算議論というふうに判断いたしました。

続きまして29ページ。

106番、エゾシカでございます。鳥獣保護区における狩猟禁止を市町村の管理のもと一定期間解除する。現在、鳥獣保護区域内におきましても、一定の目的がある場合には、許可を受けましてエゾシカ捕獲は可能ということでございます。従って、対応可能。

狩猟者の育成。北海道は今、狩猟者が非常に高齢化しておりまして、なかなか数も減っております。そうした中で、北海道の特異性を踏まえて、ライフル銃の所持要件中、継続して、今10年以上持っていないとだめだと言われてるやつを、もっと短くてもいいんじゃないのかという要望でございます。それで、ライフル銃による鳥獣捕獲を職業とする者などについて、通常要件で、一定の場合には短くすることもあるということのようでございます。現在、環境省に対しましては、銃砲刀剣所持等取締法を所管する警察庁へ、多少、要件緩和してくれないかという話は、国の制度要望として、北海道として行っております。

次、リサイクルゴミを直接リサイクル企業に持ち込むことを許可する。許可は不要となりました。

それと、事業所限定のある8廃棄物について、弾力的な運用を可能にする。ここもですね、対応可能でございます。

地球温暖化対策。地球温暖化対策モデル基地を提唱し、バイオエタノールなどの取組を真っ先に推進する。がんばってやっておりますので、その他にしておりますが、その他で。

自家発電高度利用。使用する電力分を自家発電するために、設備故障の時、北電から電力供給できないか。これは北電では、自家用発電設備を設置している需要家に対しまして、高圧で不足する電力を常時供給しておりますし、不足した場合には自家発電補給電力制度、電力を渡すというんでしょうか、そういうことはやっておるそうです。

大気汚染原因物質の購入者は環境税を負担する。省エネ製品の製造者は税制優遇する。環境税は一応、国において見送られております。ゴミ対策については、容器包装リサイクル法が施行されておまして、いろいろ排出抑制に向けた取り組みがされておるということで、その他にしております。

北海道版おいしい水ベスト10選定。施策の議論と判断しました。

さっぽろエコライフ10万人宣言を北海道全体の取り組みとして推進し、優遇制度を設ける。専ら施策の議論かと一応と思いますが、道といたしましてはウォームビズ・プロ

ジェクトなどで、取組等の啓発活動もやっておるという状況でございます。

次に、国より厳しいCO2削減目標。これは温室効果ガス削減目標。これは対1990年比でございますが、国は6%減に対し、北海道は9.2%。大幅にアップでがんばろうとしてますが、その実態はなかなか個人のやつが進まず、大変、実績に届いておらないというか、プラスになっておるという状況であったと記憶しております。

次、30ページでございます。子育て。

育児短時間勤務制度の拡大。企業に適用される育児短時間勤務制度というのがございまして、理由等で見させていただきますと、事業者は、3歳未満の子を養育する労働者については、勤務時間の短縮の措置を講じなければならない。また、3歳から小学校就学の始期に至るまでの子を養育する労働者は、そうさせるよう努力義務がかかっておるということで、こういうものを周知徹底していきたいということでございます。また、19年度税制改正におきましては、子育て支援の一環といたしまして、企業が事業所内託児所を作るという場合につきましては、一応、税の軽減措置が講じられているという仕組みができたということで、現行法令対応可能。

それで、男性の子育て参加支援。育児・介護休業法に基づきまして、1歳に満たない子を養育する男女労働者は、申し出をすれば育児休業を取れると。妻が専業主婦とかであった場合でも、産後8週間までは男性労働者も育休は可能と。また、子の看護休暇制度といたしまして、就学前の子を養育する労働者は、申し出で1年に5日まで看護のための休暇を取ることができるという形で、現行法令で対応可能と整理いたしました。

次に31ページでございます。

市町村合併。ここから地方自治の強化ということでございます。市町村合併。近隣市町村の合併ではなく、〇〇村と札幌市の合併ができるような特別立法を作る。今でも飛び地合併は可能でございます。

次に、役割分担の明確化と基礎自治体。役割分担を明確にした上で、道州政府が支援する部分を明確にして、基礎自治体育成。これは、現在国におきましては、道州制ビジョン懇などにおきまして、道州制の下における地域社会の姿、いろいろ議論してございます。また、知事会の特別委員会におきましては、道州制特別委員会におきましても、道州制の下における国と地方の役割分担、本年中に中間取りまとめが出る予定でございます。こうした中でのあるべき地方自治の姿かなというふうに判断いたしました。

そして、市町村議会に対する規制。地方自治法ですすね、いろいろ事細かに議員定数、常任委員会選任等の規定とかあるので、そういう細かいのは任せたらどうかということでございます。この議員定数、人口区分ごとの上限数、上限を決めておるので、この時代に別に増やすところはないだろうと、だから何も問題ないんじゃないかという話とか、議員は兼職禁止となっておりますし、請負禁止などいろいろ規定があります。その中で例えば18年度には、自治法改正で、常任委員会との兼任は可能になったとか、少しずつ改善はされておるということで、その他にしております。

市町村議会選挙の規制縮小。選挙事務所の数とかポスターの数。選挙するにしてもいちいち全部国が決めてて同じだと。それで、これについては、選挙なものですから、全国的に統一的なルールが公選法で規定されてるのは、仕方がないのかなということで、その他にしております。

それで、役割分担を明確にした上で、道州政府が支援する部分を明確にし、基礎自治体の育成を図る。これもすみません、先ほどと同じ。国の動きを見ながら、今後やってくるべき話かなと。

住民投票。道や市町村でも住民投票を実施する。これは直接住民に意思を問う手段として、条例をつくることによりまして、住民投票制度を設ける市町村、現実に多々ござ

います。北海道におきましても、北海道行政基本条例におきまして、特に重要なものについては道民投票ができるという条例を持っておりまして、やるかやらないかは施策の議論でございます。

続いて、一般市民による法律や条例の提案権とか決定権。これはですね、国会、憲法議論でございまして、法律は国会で議決と、条例についても道議会で議決ということでございまして、ただ一定の要件があれば、普通地方公共団体の長に対しまして、条例の制定とか改廃の要求が住民から出せることに、仕組み上なっておりますので、そういう形であります。

次に市民大学なんですけども、市民大学を終えた人は行政参加の機会を与えるということでございます。これにつきましてはですね、みんなもう講座いろいろやっています。それで道といたしましても、行政参画の機会、参加と対話を重視しておりますので、いろいろ条例に基づきまして審議会委員の公募とか、本日もそうでございますが、一般道民の方もいつでも見れるという形で、オープンにやっております。

続きまして、一定水準の投票率となり、政治の関心が高まるまでの暫定措置として、投票権を行使すれば税金をまけてくれと。これは投票行動によって課税対象が生ずるものではありません。税控除との関係が希薄で、憲法の選挙権と納税義務との憲法議論かと思ひまして、その他に整理いたしました。

続きまして、独自課税制度。独自の課税制度を設ける。すみません、この独自の課税制度、あまり詳しくないので、独自の課税制度、何に課税するのかちょっと見えない面はあるんですが、税収の使途を政策面から検討し、必要があれば、法定外税とか超過課税など、自由に決められるのもございます。北海道も学校施設等を作るために、法人事業税に対しまして超過課税というのをやっています。そういうことができますので、その中で対応可能かと。

それで、複式簿記の導入。地方自治体会計に複式簿記による企業会計を入れ、経営感覚の向上を図ると。現在どんぶり勘定、いわゆるおこづかい帳と言われてますが、一般会計でやっています。ただ、公営企業、例えば水道事業とかは、きちっと公営企業法に基づきまして複式簿記、発生主義でやっております。それで、国におきましては現在、資産・負債に関する情報開示と適正な管理を進めるため、全市町村に対しまして、企業会計の考え方を取り入れた、新たな財務諸表の整備というのを、18年8月31日付けの次官通知で出しております。しかも、都道府県に対しては3年以内に導入しなさいということで、現在道においても実は、バランスシートとか行政コスト計算書というのは作っております、そういう形はできております。従いまして、そういう中で対応していきたいと。それでこれに関連しまして、地方自治法関連で規律密度の引き下げができないかという道庁提案についても、一応検討はしております。ただこれ、恐らく提案の趣旨が、道職員みんな日商の簿記の研修に行つてですね、借方、貸方で伝票処理をやれという趣旨だとは思いますが、なかなかそこまで行かないものですから、そういう情報公開の手段として、頭の整理をいたしました。

次に歳出科目の一部廃止。事業を柔軟に行うため、地方自治体の歳出科目区分を簡素化する。款、項、目、節と歳出が決まっております。それで、これをもっと簡単にできないかと。今、予算で申しましたが、例えば款・教育費、項・高等学校費、目・学校維持費、節が旅費とか、そういう予算の区分なんですけど、議決対象である、款、項というのは議決の対象になります。ところが目、節につきましては、庁限りで執行できますので、執行科目と呼ばれております。それで予算執行にあたっての最低限の単位の節につきましては、総務省の説明によりますと、全国的な統一性が要求されると。それで28の節、需用費とか旅費とか給料とかが定められておると。これ国の場合ですね、実は国

は庁費という概念があって、どんぶり庁費というんでしょうか、旅費とか需用費とか光熱費とか、それを庁費という呼び方をしてまして、かなり括りがでっかい項目があります。それと比べて地方はきつすぎるんじゃないかという提案だったものですから、国のものを調べました。国におきましても、予算の添付書類に計上された国会審議の対象として、議決対象ではありませんが参考として、行政科目ということで、目と目の細分が定められております。それで庁費の守備範囲、これは自治体の節よりも広いんですけども、消耗品費、通信運搬費、借損料とか、25目で分けられております。したがって庁費だけ取り上げて、どんぶりのように使い勝手がと言われても、なかなかいかないのかなということで、現行でも国だってちゃんと分かれてるよということで、整理をしました。

次に、第3セクターの破綻制度。自治体が赤字限度を超過した場合には、会社更生法等を強制執行して、自治体破綻を防止すると。この3セクにつきましては、必ずしも自治体の財政規模に連動するものではございません。専ら独立した法人格であり民事法制の適用を受ける第3セクターの議論かということで、その他にしております。それで、3セクにつきましては今、総務省でもいろいろ検討しております。これまでの総務省の通知を確認いたしましても、3セクについて問題があれば、法的手段、破産法とか民事再生法とか、きちっとやりなさいという指導も出ております。

次に、年度をまたぐ工事発注。公共工事の早期発注、また、適切な工期の設定。工事費の縮減とか、そういうことができないかということでございます。それで、入札手続に係る準備行為というものにつきましては、その執行のための公告とか指名通知まで行うことができる、いわゆる事前行為はできると。それで、一般的に契約などの準備行為は年度開始前に、準備行為はできると、そういうふうになっております。また例えば、清掃とかコピー機の借り上げとか、そういったものについて年度前に契約を行う必要がある場合については、例えば債務負担行為を設定することで、対応が可能でございます。従って、手続的にどの程度面倒くさいか面倒くさくないかという議論であります。いわゆる現行法令が対応が可能でございます。

次に142番、超長期無利子市町村債。市町村が超長期間に渡って兌換を予定しない無利子の公債を発行し、当面の借金を凍結させる。これは、地方債の発行条件、地方財政法に基づきますと、地方債の利息・期間その定めはございません。それで、地方債の償還年数が、ただ規定されているのは、地方債の償還年数はその施設の耐用年数を超えてはならないという規定があるのみでございます。従ってこの、無利子で出すかどうかはまさに、専ら地方債の引き受け手がいるかどうか、無利子で誰が貸してくれるんだという議論でございます。また、そういうところの財政的な信用力、借り手の議論かということで、その他にしております。

次に、自動車車検時納税制度。自動車税もなかなか滞納が多いものですから、車検の時に一緒に税金取ったらどうかという提案でございます。ただこれですね、新規登録とかで3年分全部払えと言ったら皆さん怒られるんじゃないかということで、ここがですね、北海道のみ納税者の一時的な税負担が大きく増えるんで、いかに特区と言えどもいかなものかという答えになってございます。それで、車検証上の使用者を納税義務者としました時に、財産課税としての自動車税の課税根拠が失われて、自動車重量税との二重課税になる恐れがあると。そういう解釈があるようなんですが、一応その他にしております。

次にボランティア関係、領域拡大。市民活動の対象となる行政活動の棚卸しと市民相談を定期的に行い、計画的に移管する。これは専ら、自治体の情報公開、また、住民参加の手法の議論かと判断いたしました。これは道庁提案といたしまして今、町内会事業

法人制度と。町内会も施設管理とか一部できるんですが、もう少し町内会の法人制度を充実できないかということで、庁内検討で今、考えてございます。

次に、活動従事時間貯蓄制度。市民が相互に活動しあって、例えば活動従事、ボランティアとかもそうなんでしょうけれども、すれば、そういうのを貯蓄するようにして、何と言うんでしょうか、ボランティアとかそういうものをみんなで回していく制度と言うんでしょうか、そういうのをやりたいということなんですが、実践は、これは市民活動をどうやるかという、一つの実践の手法の議論かと判断いたしました。

続きまして33ページ。

146番、教員のへき地手当の級地区分について、地域の実態にあった基準とするため、条例で定める。現在へき地学校の指定につきましては、へき地教育振興法によりまして、各都道府県が文科省令の定める基準に従って、条例で指定しております。ベースは国が作っております。それで、平成元年に一度改正されましたが、いろいろ交通事情等も変化してるんで、今、見直しが検討されておるようで、平成20年4月を目途に、指定基準の見直しが行われておりますので、一応その他と整理いたしました。

それで、道州制に向けて職員の意識改革を行う。これは、全く耳の痛い言葉ではございますが、専ら職員の意識改革など道庁における人材育成の議論でございまして、ちょっと特区法にはなじまない。

次に、地方行政連絡会議を充実させるため、議長である知事の権限を強化し、実効性を高める。これも、地方行政連絡会議法第10条。連絡会議の庶務その他連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議が定める。というものがございまして、ここは今、北海道でも事務局を北海道におきまして、会議年1回以上開催。実はこの地方行政連絡会議というのは、そもそも北海道と開発局とか国の支分局とか、そこの連絡の会議を言っておりますが、それで、今でもできます。

次に、水産系廃棄物リサイクル施設の再利用。補助金返還はやめてくれと。これは例の噴火湾あたりのところで、ホタテのやつを作ってたうまうまかなかったやつだと思っただけなんですけども、提案に係る施設につきまして、いろいろ今後どうするかについては、市町村と道とで今、相談しながらですね、再利用についていろいろ議論しておると。それで補助金、返さんでいいと言ってもですね、これ実は補助金も税金でございまして、補助金を受ける側がちゃんとやらんといかんものが、ちゃんといかんかったんで、難しいかなということで、その他にしております。

それで、ふるさと納税システム。住民税の一部をふるさと納税ということで出せないかと。それでいわゆる、自分がお世話になったとことか、やりたいとこに出せないかと。これにつきましては今、島田晴雄先生がですね、国で、総務省のほうで研究会やってまして、報道もされてましたが、寄付金方式で認めるという形で、そういう形で今進んでおります。従いまして、国で検討中でございますので、一応その他ということで整理しました。

それで、基礎自治体連携会計。北海道が本社機構または親会社、基礎自治体が、市町村がですね、事業部または子会社と見立てて、歳入・歳出を評価する。これも住民に対する情報公開の手法と。法令上どういう見せ方をするかは規制がございません。

続きまして、道州政府のすべてのサービス分野ごとに品質管理。いわゆるISO9000を導入する。今北海道もISO14001を取ってますが、ISOは法的にどうのこの議論でもないものですから、現行法令で対応可能と。

それで、紙資源及び書類保管スペースの大幅削減をするために、官庁IT。いわゆる電子決済とかですね。電子決済、道では北海道高度情報化計画という中で、ITを活用しまして、もちろん内部の決済もそうですが、税の申告、調達等のオンライン化など取

り組んでおりますので、施策対応と。ただ、実際に電子決済をやってみますと、資料がいっぱいある時に、一回プリントアウトして見てたら、これ大変なことになるなど思いながら。すみません、余計なことを申しました。

続きまして、道立美術館独法化。道立美術館の運営に関し、地方独法化という選択肢が可能となるようということで、今、法律で、地方独立行政法人通則法の中で美術館が対象になっていないものですから、何とか美術館もできないかという提案でございます。それで、本年7月、国の中央教育審議会、まさに審議中でございます。従いまして、その他ということで、独法、ですから今、北海道に道立美術館を頭といたしまして、旭川、帯広、函館ですか、あと釧路に芸術館と。そこらへんが、どういう形でやるかという議論で、提案が出てまいっております。

34ページでございます。地域防災。

電波の周波数の割当。周波数割当の権限移譲を受けて、防災無線を既存の施設の耐用年数まで活用できるようにすると。いろいろ、これ電波関係、国の専掌にいたしました。これは電波、相互に干渉したり、混信したり、先ほども混信しましたけども、これを起こさずに有効かつ公平に利用するためと。電波法に基づくものにつきましては、利用目的に応じた使用可能な周波数帯があらかじめ定まっております。従ってちょっとこれ、北海道、知見もなく、一応国の専掌と判断いたしました。

次に、地方道の除排雪作業に使う軽油を課税免除してくれと。これもですね、軽油引取税、道路整備の目的税でございます。この除雪の時に免除という制度はございません。ただ、地方道の維持管理費というのは、先ほど地方交付税ということで、財源措置がされてます。それで、されてるものを例えば条例で削ろうがどうしようが、それは地方の勝手ということで、対国との関係は出てこないのではないかと判断し、その他としております。

次、コミュニティーFM。すみません、電波法ということで、国の所管にいたしました。

道路除雪の一元管理。大雪の時に道路状況が違いすぎるので、一元管理をやったらどうか。国道、道道、市町村道の一元管理の議論でございます。一応、国道が大動脈、道道が動脈、市町村道が血管、ということで、一応役割分担があるものと判断しております。17年度以降、国との連携共同事業といたしまして、北見の大雪で動かなくなって、なかなか除雪がうまくいかなかったんで、現在、北見をモデルとしまして、除雪について、国、道、市町村で連携事業として、今、やっております。

次に、プロパン供給。災害時でもいち早く復旧するプロパンガスを都市部の大型マンションでも供給できるようにする。ここはですね、これ70世帯以上のマンションに住まれてる方のようなんですけれども、今でもガス事業法に定める簡易ガス事業として、そういう70世帯以上のマンションでもプロパンガスの対応は可能ということで、現行法令で可能。

それで、公共建築物の耐震改修。道が重点的な資金配分を行い、日本海溝特措法指定地域などにおける公共施設の耐震改修を行う。すみません、これ予算議論というか、事業実施の議論と判断してまして、それぞれ学校とか公共施設については、国からいろんな指導が来ておって、今やっております。

次に、離島振興。

漁港整備における費用対効果の緩和。特別養護老人ホームの定員数の特例を設ける。ここは、いろいろ補助事業を採択するに当たりましては、産業連関表の活用を行いまして、いわゆる費用対効果というものはかるようにしております。そういう観点からやっておると。特養の老人ホーム定員につきましては、利用者のサービスというものを考

えますに、やはり一定の縛りが要るのではないかということで、その他に整理をいたしました。

続きまして、地域活性化でございます。

減税措置。道民に対する優遇。気象条件の克服、地域経済の発展のため、法人税、所得税、消費税の減免措置を行う。これは、税の公平性の議論から、いろいろ税の減免というものも税目によって講じられておりますが、例えば消費税を減免、ここは、一応その他に整理をいたしました。

それで、馬との暮らし。馬をペットにして、報道に出ましたけれども、これにつきましては、農地法につきましては、農業以外で農地の権利移動はできないと。市街地にある農地などについては農地転用が可能と。現行制度でもですね、市街地にある農地などについては、農地転用ができたり、優良農地を守るという前提で優良田園住宅制度というのがございまして、そういったものを制度化すれば、農地転用が可能になってございます。従って、現行でも可能と。それで、これにつきましては、農地法につきましては、先ほど4ヘクタール以上移管も申しましたが、土地利用規制という中で、広く農地法の学習はしていきたいなと思っております。

次に、JR、航空券の特別割引、消費税免除と。運賃は企業の経営判断。単なる税法上の優遇もちょっと理屈がないのかなということで、その他にしました。

それで、施設。

余裕教室、廃校の活用。補助金でやったやつの処分年限、補助金で建てた学校を別なものにすると返還が要るものですから、そうしないしてほしいと。これは、余裕教室の転用につきましては、学校教育に影響を及ぼさない限り、現在でも可能となっております。また、補助事業完了後10年以内に転用すると、補助金返さんとだめですけど、10年超えれば、今では別に転用しても構わないということです。それで、10年経過してない場合におきましても、①、②、いろいろ目的があれば転用可能ということで、そういう弾力的な運用が今はされてる。

次に、自転車専用レーン。町と自然に親しみ、健康増進、二酸化炭素削減のため、道内を周遊する自転車専用レーンを作れということで、予算議論というふうに判断して、現在でもできて、整備も進めております。

遊びのための高速道路、十勝の高速道路を速度無制限にすると。ちょっとすみません。これは危ないと。

次に、学校と病院を同一建物で設置する。これは医療でもございましたが、今でも可能でございます。

広い土地を活用して、環境にも配慮した有料サーキット。自動車の運転技術の向上。専ら事業実施の議論かと。

続きまして36ページです。

住宅に関する、高断熱高気密の住宅、いわゆる300年住宅をつくれるようにできないかと。建築基準法の改正の議論でございます。これにつきましては北海道、いわゆる北方型住宅というものを一応推奨しまして、それに対する融資制度もかつて道単独で作ってございましたが、こういった普及に取り組んでございます。一応その他ということで整理しました。

それで、既存不適格建物のうち市町村が許可するものについて、引き続き他の用途で使用するようにすると。不適格建物、耐震強度とかもあつたかと記憶しておりますが、技術面で安全性に関する判断を全ての市町村でできるかという、要は建築指導の関係の職員がいなくてやっぱりありまして、そういうところ、自分の力で建築物の確認ができる市町村が10市、一部できるのが39ということで、180市町村のうちなか

なかそういう職員配置ができない面もあって、ちょっと体制的に難しいのかなということで、その他に整理しました。

道路の法定速度、車幅、積載量の特例。最高速度は先ほどと同様でございます。交通安全と利便性の議論をどうするかということでございますが、提案、具体的にちょっと、その他にしました。

国などの施策の導入のため、都市再生緊急整備地域の指定権限の移譲。これは今、専ら内閣府が所管しております、都市再生緊急整備地域というものがございまして、通常区域と緊急区域とありまして、北海道の場合は札幌と室蘭が、特に特別緊急と言うんでしょうか、通常のやつは稚内から沖縄までどこでも都市再生が要るんだよということで、国の目玉として、やっておる点でございます。それで、この指定権限は内閣府、内閣総理大臣なんでしょうか、決めるわけですが、そこで決まればまちづくり交付金という交付金が市町村に出てきます。そのまちづくり交付金というのは、実は理由に書いてございますが、平成16年の三位一体改革におきまして、国においては補助金改革の問題とされまして、まちづくり交付金というのは非常に使い勝手がよいとされている交付金でございます。従ってその時、これは三位一体改革の中で、その当時まちづくり交付金は1,330億、全国で1,330億でございましたが、一応補助金改革で使い勝手をよくするよということで、補助金よりも交付金にしたよということで、一回そういう財政面での決着を終えております。従いまして、そういう観点からいたしますと、その他におきました。ただこれ、格差是正、都市と郡部の格差という、都市再生というものが国の目玉であり、その指定権限は国が持っています。ですから、北海道が指定できることというのは、札幌の一極集中の問題とか、そういうこともあるのかなと、非常に悩みました。ただ一応、国の目玉でもあるのでということで。

(川城地域主権局長～議論いただくということで。)

そうですね。はい。

続きまして、中心市街地活性化法の指定。これも指定権限でございますけれども、ここはですね、中心市街地活性化法の指定におきまして、一都市一地域の要件、これを合併市町村以外の普通の都市でも認めてくれと。これは現行の対応で可能ということで、現行法令で対応可能。

それで、美化活動とか地域貢献。これをやったら交通違反の犯則点数1点戻せと。これは、その他で。

過疎地域への移住希望者に対して、空き家などを開放し、宿泊体験しやすくする。これも、現行で特に規制はございません。

コミュニティーFM。これはすみません、国所管ということで、電波法の世界。

それで、対外輸入関税、国内移入関税ということで。これは、北海道独立論に近い議論でございます。域際収支2兆円の議論も踏まえまして、専ら将来の議論かなということで、その他にしております。

それで、生活様式の多様化。専ら税制の議論ではあるんですけども、税負担の均衡が要るのかなという気がします。

次に、各自治体間をネットワーク化し、市民がゆとりある生活・活動ができる社会システムを構築。あるべき社会の議論でございます。これにつきまして、道としては今、広域中核市及び先ほど申しましたが町内会事業法人制度、いろいろ検討しております。

パークアンドライド。基本的には先ほど申し上げたのと同趣旨でございます。

続いて37ページ。

小学校での英語の必修化。今、18年度の段階で7割の学校でやっております。一応その他としております。

学校と病院の併設。今でもできます。

教育の見直し。政策議論。

国立大学法人の予算確保手法。ここはですね、国立大学法人における予算議論と判断しております。

アジア学生受入制度の創設。卒業後5年程度、アジアの学生を無償で受け入れる。受けてもいいんですが、誰が費用負担するのかという点で、一応今でもできる、金があれば今でもできる。

給食に道内食材を利用。これも一生懸命やっております、給食における道内食材購入額の割合65、あんまり高くないですか、65.2%。

給食費。払えるのに未納の人がいます。何か罰則を入れたらどうか。悪質な未納については、今でも訴訟などありますので、今でもできますねということです。

続いて、もう少しとなりました。すみません、38ページ行きます。

孤児施設の一元化。これはですね、16年度の児童福祉法の改正によりまして、保護者の死亡など一定の場合、乳児の段階からの児童養護施設への措置が可能となってございます。

介護福祉費の適正化。ここは介護福祉費、全国プール制の議論でございまして、少し慎重にいかんといかんのかなということで、その他にしました。

カジノを取り入れた老人施設。ここまでは、すみません、政策です。

外国人人材受入れの促進。外国の介護福祉士の資格があれば、日本の資格がなくてもいいんじゃないのという点につきましては、ここも、日本の資格が必要ですが、フィリピンとの経済連携によって、フィリピンとの関係では○になる予定でございます。

それで、介護サービス指定基準の緩和。過疎地におきまして、ヘルパーの人数など、そういうのが全国一律なのは何とかならないかと。介護保険制度、これは被保険者、いわゆる費用負担の議論もございまして、なかなか難しいかなと判断いたしました。

それで、最後のページでございます。39ページ。その他。

ガソリン税は道内にあまり使用していない。ガソリン税は道路特財に入りますので、その堅持を要望してます。

旅券申請などの発券業務。専ら、旅券は日本国政府から外国政府への公文書でございます。発給権限は大臣所管ということで、国の専掌。

道路の維持管理。実情にあってない。これ、うちの土現が悪いのか、国の出先が悪いのかわかりませんが、一生懸命努力していくんで、頑張ります。

次に、少年犯罪を減らすために少年犯罪法を低年齢化と。これも刑事、国の議論でございます。ただ、法律が19年6月1日改正されまして、少年非行の低年齢化等に対する改正が行われていると承知しております。国の専掌と。

すみません、以上でございます。

## ○井上会長：

ありがとうございました。

只今、特区提案によらなくても対応可能なものというのを中心に、説明していただきました。

私の個人的な予定では、これで終わりになるんですが、まだ若干積み残している部分もありますし、今、道民提案を2つに振り分けるという作業の部分、一応事務局からの

説明を聞いて、これから、特に特区提案によらなくても対応可能なものについて、議論をしてまいりたいと思うのですが、ただもう、一応2時間経っておりますので、ここです、休憩を入れさせていただければと思います。

あの時計が合ってるのかどうかわからないのですが、45分まで、10分間程度休憩させていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

(約8分30秒間休憩)

## ○井上会長：

お約束していた時間よりは若干早いのですが、ほぼ全員の委員の方々、あと傍聴の方々も、およそ揃っておられると思いますので、審議を更に進めてまいりたいと思います。

それで、直前に事務局のほうから説明いただきました、特区提案によらなくても対応可能なものということで、説明に対してご意見あるいはご質問があれば、お出しいただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

若干、私なりに論点を整理しておきますとですね、今やってる作業というのは、どのような位置付けかということ、先ほど私言及いたしましたけれども、1枚ものの道民提案についてということで、当初あった248件の道民の皆さん方からの提案のうち、39件、これがAの地域医療対策ということでありました。その部分については、緊急提案ということで、第1回目の答申に先立ってですね、一定程度の時間をかけて、審議をしてまいりました。そのうちこの部分に関しては、3件ですね、第1次答申というところに織り込んだということでありました。それで、道民の提案の39件については、一通り我々は審議をしてまいったということでありました。

このような状況の中で、248件というもののうち、39件を除いた、209件ですね、この表をちょっと見てやってるんですが、この209件というものについて、これから当面ですね、店ざらしにするということは、せっかくご意見をいただいた道民の方々にも申し訳ないということで、今回はこの209件ということについて、今日審議、特に作業をしてるということに捉えていただければというふうに思います。

それで、209件の内訳の中でですね、一番最初に事務局に説明してもらったのは、209件のうちの76件、209件というのは実は重複等がありましたので、重なっている部分を統合しますと180の項目になるということです。76件がだいたい52件の項目に集約されたということで、これについては、道州制特区提案として検討すべきものということですので、これからですね、当面我々が集中的に審議していく場合に、身近にあるもの。この3か月ということだけではなくて、もう少し、半年とかですね、というようなスパンでは、議論の俎上にのせてくるということを決めたもの。これが特区提案としてあがるかどうかは別ですね。ただ特区提案として検討に値するというふうに絞り込んだのがここだということです。

そして、休憩時間の前に、直前に説明いただいたのが、これが一番右端にある、特区提案によらなくても対応可能なものということでありました。実はこちらのほうが件数多くて、道民提案の数で言えば133件。重複を絞り込めば128の項目ということになりました。それでこのところは、実はもう、議論の俎上に、絶えず机の上に乗ってるというよりは、ちょっとしばらくの間近くにある本棚の中にですね、置いておこうというようなことでもあります。ただあらかじめ、忘れないうちに言っておきますけれども、これはボツになった、棄却されたわけではないということは、重々ご理解のほどよろしく願いしたいと思います。情勢が変わる等々があれば、また即座に本棚から引き

出してくるといような形になります。

そして、説明があった部分というのは、この特区提案によらなくても対応可能なものということで、恐らく委員の先生方はそういうふうに思っておられるのではないかと思います。この、よらなくても対応可能なものと、その前の少し机の上に置いておきましょうというところとは、これは仕分けのした中身、事務局で用意した中身のスタイルが違います。それで、特区提案によらなくても対応可能なものというのは、これは、なぜならばということで、国の専掌事項、現行法令で対応可能なもの、現行施策の推進で対応可能といようなもの、更に、その他というところがあります。

それで、国の専掌事項から現行施策の推進で対応可能というところは、比較的、比較的ですよ、クリアだろうと思いますが、このその他というところは、かなりいろんなものが入っている。今の段階では判断できませんとか、既に進んでいますとか、ちょっと具体的にいうのは憚られますが、そういうようなものもある。要するにそういうものが入っている。それで、その他のところで若干私は、気になった部分はですね、これはやっぱり国の法律でとか、あるいは税制の問題だとかいような形で、逐一覚えていないのですが、やっぱり道州制特区というのをやるというところは、そのこのところの権限だとか、法律とかいものを、北海道にふさわしい形で権限を移譲してもらって、移譲してもらってそれをどうするかというのは、またこれから先の話、我々の手の中に必ずしもないものもありますけれども、持ってきて、それを今度はどういうふうに条例等々でしていくのかというのは、これはもう議会の仕事になってきますので、そこはそれとして置いておいても、やっぱりその他というところが、いろんなものが混ざり合っていて、少しでもやっぱり国の権限を移譲してもらおうとか、移譲するとか、あるいは法律の読み替えを許してもらおうとか、あるいは上書きできるとかいうようなものは、これはやっぱり別な形で持っていたほうがいいのではないかと。いわゆるこの部分がグレーゾーンで、本棚に入れるにはちょっと、机の上に置いておくのはちょっと、という部分で、ただ一つの、先ほどの特区提案として検討すべきものの一括りにならないにしても、やっぱり机の上に置いておかなきゃいけない。このグレーゾーンのところをですね、できればこれは残しておいて、提案として検討すべきものところに移しおいておいたほうがいいんじゃないかといようなことがあればですね、先生方にご提案なりいただければと思います。それ以前の段階で、質問、意見があれば、またそれもお出しいただければと思います。

林委員、お待ちのですからどうぞ。

## ○林委員：

今、話を聞いて、これは言おうと思ったのが、29ページの107番の狩猟者の育成なんです。やっぱり今、非常に農業被害でもエゾシカの問題は大きいので、ここではその、環境省に対して緩和要請を要望しているから大丈夫だといような表現だったんですが、私はこういうのこそ道州制特区で、北海道の実情に合った狩猟者の育成というのは本当に今待たれているようなんですね。もうすごく高齢化しているために、実際に撃てる人というのが少ないといのを聞いているので、これは私は道州制特区のほうにもう少しこう、検討してもいいのではないかなといことを思いました。

それから、34ページの157番のコミュニティーFMの出力。それからもう1つコミュニティーFM、36ページの180番にも出てきているんですけども、これはまさに人口ではなく、多分その広域なために、世田谷区のコミュニティーFMと北海道の広域のコミュニティーFMでは全然違うんだと思うんですね。それでそういうあたりを多分、電波のことをもう少し調べなければいけないかも知れませんが、緩和して

ほしい、道州特区ならではのものにしたいという思いなのかなというふうに思ったので、少しこれ調べてもらったほうがいいのかなと思いました。

それからこれ、こちらのほうの資料をたまたま見ている、147ページ、3046Dなんです、これは提案のそのものを見ないとちょっとわからないんですが、多分、この提案をした方は、大型店と地域の共存のため、小売店にとっては大型店が休みなしで、営業時間も朝から晩までやっている中では、もう太刀打ちできないから何とかしてくれという意味での提案なんじゃないかなというふうに、私は読み取ったんですけども、どうもそうではない答えになっているような、私は気がして、もうちょっと、もう一度、生の原稿にあたってもらったほうがいいのかなというふうに思いました。

というのが私からの意見です。

### ○井上会長：

ありがとうございます。

申し訳ないんですが、これからいろんな意見が出てくると思うんです。それはですね、今、私がやろうとしている作業というのは、要するに本棚に入れようよというふうなつもりでいた部分を、そうじゃなくて、やっぱり机の上に置いておこうよというところから、基本的に、余程のない限りは、戻して、そしてそれからの審議において、今日ここでふるいに分ける必要というのは必ずしもないわけで、今日はもうこれいろいろ、これ戻せ戻せというのをやってもらえれば、それはそれでいいのではないかとというふうに思うのです。

それはなぜかという、これはこれから議論をしていく中で、非常に難しい問題が出てくるかも知れないけれども、我々としては、これは、先生方にもここで提案されるんだったら、道民の皆さんと同じような手続を踏んでやってくださいと。それで議員の人達も小粒で物足りないというふうに文句を言うんだたら、要するにまさに議員であるからこそ、提案書を出していただいて、このうちの1ページに入れればね、我々は検討しますよと。それをやらないで、小粒だ小粒だということはけしからんというふうに申し上げるわけですが、はっきりしてるのはね、これはやっぱり、可能な限り、基本的なスタンスというのは、道民の方々からあがってきたものは、余程のことがない限り、国にあげていくんだというぐらいのスタンスでね、やっていく。ただ、その中ではやっぱりいろんな利害の調整だとか、あるいはその他に、片方で税金をあれするけれども、このところに穴が開くじゃないかとか、そういうようなところはあるけれど、可能な限りの部分はあげていく、まとめていくというスタンスでいければいい。

ですから、今日ここで全部出ないと思うんだ。林先生の言われているような部分というのは、出ないと思うんですが、ただ時間を、休憩をはさんでですね、ここで終わりという訳にはいかないの、是非ご意見ください。これはあげとけというのを出してください。それ以外に質問があれば、当然お出しいただいて結構です。

### ○山本委員：

やや質問になりますが、27ページの85、86。それから35の163にまたありますが、これらの質問の意図は恐らく、今、道がされている様々な企業誘致とかについての、トップセールスも含めた努力は、非常によく承知をしているんだけれども、更に自立的に、企業が進んで北海道をチョイスする、それを加速させる、経済を好循環に転じる。という意図で恐らくあげてきてるものだというふうに理解をいたします。

例えば86だとすると、右側にあります理由の中に、最高20億円の助成を実施しているとありますが、これは立地当初のイニシャルコストとしてということであり、

恐らく、あげてるほうの側からすると、単年度ではなく、複数年度にわたって、事業体として税制面での優遇を行っていただくことで、地域に根ざした活動を展開していく、労働力という意味でも、場を提供するという意味でも良いのではないかということかと思うので、その観点から、実際例えば86であれば、最高20億円の助成をしているケース、具体的にはどういうものが今まであったのか、このあたりを教えていただければと思います。

今日即回答ではなくて、次回で結構です。

○川城地域主権局長：

わかりました。

次回、整理してご報告したいと思います。

○井上会長：

1件だけあれなんですけど、これの大きな、A3というのかな、これに細分類でふつてある番号と、248までふつてあるのかな。これにはその番号はふつてないですよ。だから探せないんだよね、すぐ。

(林委員～右のほうに個票番号があるので・・・)

要するに個票番号から繰っていくわけ。わかりました。

(山本委員～一応対照しながら見てます。)

わかりました。

(林委員～大変で。)

(山本委員～つらいですよ。)

はい、どうぞ。五十嵐委員。

○五十嵐副会長：

ちょっとあちこちに飛んで、農業関係、新規就農関係の規制緩和をというの、例えば22ページの29番の新規就農規制緩和、それから農地の規制緩和というのが、ちょっとどこか飛んであったんですけども、例えば新規就農の規制緩和、規制緩和が今ないというふうには書いているので、まさにその、新規就農は自由であるんですけども、農業者とか農家の戸数が激減しているという中で、何らかその農家になりたいなと思っけていてもなかなかない条件というのがまた別途あるんですね。それは確かに法律ではないかも知れないので、特区になじむかどうかというのは、ちょっとこれから議論をさせていただくという意味でも、農地関係、農業就農関係の一覧を別途にさせていただいて、ちょっとあちこちにバラバラになっているので見にくくてですね、そして一括で議論させていただくということは、

(川城地域主権局長～就農の論点みたいなの。)

就農及び農地規制の緩和についてですね。

(川城地域主権局長～はい、わかりました。はい、承知しました。)

それからもう1点。これもですね、夜間の空港の離発着の規制は6枠になってる。26ページの74番ですね。6枠になっていて、あるんだからいいよというふうに読めるんですけども、じゃあこの6回というのがそもそも規制なんじゃないかという、これ以上増やすことが住民の福祉にどうかというのはもちろんあるので、

(川城地域主権局長～住民、そうですね、枠の問題ですね。)

そうですね、住民との合意はもちろん、これは是非必要ですし、住民の安眠を妨害することは最も避けるべきだとは思いますが、じゃあなぜ6回なのかとか、住民の合意を得るために、増やすことという方策はないのかとか、あるいは貨物便4便と旅客便2便、旅客2便しかないですよ。そうするとそれが、どういうことなのかというの、ちょっとこれももう少し議論をしたほうがいいかなと。それで、空港案件についても、これはもう議論する案件にのっています、一括の話とか、空港のこの便の話とか、空港関連もですね、やっぱりこれは一連の流れの中で議論していかないと、北海道の経済にどういうふうに活性化が導けるのかというような観点から、道州制で言えるものという観点で議論したいと思います。以上です。

○川城地域主権局長：

空港関連についても整理して、次回報告したいと思います。

○井上会長：

はい、林さんどうぞ。

○林委員：

関連して22ページの29に関しては、この方は新規就農者の認定緩和ということの意見なんですけれど、それをもっと拡大解釈するなり、道庁側からの提案として、今だと例えば、農業委員会の障害だとか、農地を手に入れづらいとか、自由なんだけれど実際やっぱり入っていけないということがたくさんあるんですね。そういう意味では、この意見そのものではなくても、その周辺に新規就農を推進するための道州制特区というのは、考え得ると思うので、少しその辺りを広くリサーチしてもらえたらいいのではないかなと思います。

○川城地域主権局長：

実際上の隘路になっている部分ですね。全体として。はい、承知しました。

○佐藤委員：

25ページの60番ですね、この道路標識なんですけど、今は日本語と英語ということなんですけども、実際の北海道の観光客の状況を見ますと、結構台湾ですとかですね、ありますので、この辺、台湾の人達だと日本語、漢字だと大丈夫なのかなとも思うんですけど、その辺の配慮も、まあ現行法で対応可能ということなんですけど、もうちょっと考えてもいいのかなというふうに思いましたね。そんなところです。

○井上会長：

山本委員どうぞ。

○山本委員：

各委員の先生方がおっしゃったことを、承知している範囲で補足しますと、今の60番の話は、関係部課が道路課になっておりますけれども、観光のくにづくり局でも議論があって、今の佐藤先生がお触れになったことは、検討しているはずです。

それと先ほど林委員がおっしゃった、コミュニティー放送局に関しては、国は北海道のコミュニティー放送局に関しては、比較的大きな帯域を許可している向きもありますが、他方でコミュニティー放送局サイドで、経営がうまくいかなくてというところもあるので、その辺りもよく調べいただいたほうがいいかなというふうに思います。

○川城地域主権局長：

わかりました。

○井上会長：

その他いかがでしょうか。

○林委員：

そういう意味ですみません、25ページの57番、CIQ業務は、もちろん国のものなんだけれども、その観光立国ということですね、考えると、例えば北海道が本当にデジタル・ジャパン・キャンペーンをもっと推進するためには、この辺りが例えば北海道だけではなく、その後東京とかに行く人もいるかも知れないけど、北海道はものすごくこの業務がいいということになると、まず北海道に来てもらえますよね。そういう意味ではここも関係部局としては、観光のくにづくりのほうにも対応を、どういうお考えなのか。サッカーのあれですよ、日韓同時開催の時は韓国がものすごくそこをゆるい形かどうか、飛行機に担当者が乗り込んで、どこの空港でもやれるようにしたということで、ものすごく何か日本との差が言われたこともあるので、ちょっとその辺りは観光のほうから見て、ということもあるのかも知れません。

○井上会長：

その他いかがでしょうか。

(各委員発言なし。)

若干、あおり過ぎたような感じもあるのですが、それを今度は、川城地域主権局長ははいはいはい言っておられたけども、事務方は大変だなと思いますよ。

(川城地域主権局長～いえいえいえ、とんでもないです。)

けれども、これは本当にね、やっぱり先ほど我々は、こういうものというふうに思わないわけでもなかった提案がいくつかありました。でもその方々はその方々で、自分の身近な生活の中から、この辺りがこういうふうに変ればねというようなことで、時間を割いて、提案をされたわけですから、それに対してやっぱり我々自身は、真摯にそれに対して対応していくということが必要だろうと思いますので、是非今出てきた意見、提案というのを、ここで改めて振り替えの議論が出てきたところは、今一度ご検討いた

だいてということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、このところはですね、基本的に取り上げたらどうかと言ひましたけども、その特区提案によらなくても可能なもの、特区提案として検討すべきものという中で、やっぱりそれぞれにあったのは、1つは規制緩和というのは当然あるわけですが、そのことによって、例えば食の安心・安全はどう担保できるのかというようなところもあるし、あと中には規制強化というのもあって、これは業界の厳しさを反映してるんだなというのはあるけれど、そのことによって今度は、道民一般の方々の暮らしぶりが、そのことによって良くなるのかどうかという、ただ矛盾した部分というのはやっぱりあるんだと思うんですね。それで、税の減免というのは、地域振興や産業振興に求められるんだけど、じゃあ片方で、そこの開いた穴というのをどうやって埋めるのかというのは、これはなかなか、そこまで考えていくと非常に、この委員会ですかね、そこでやっている議論の、ミッションの中だけでは収まりきれない、重い部分もあると思ひますけども、きちんきちんと、一つ一つ整理しながらね、やらせていただきたいと思ひます。

あと、先ほど言ひましたけども、これは特区提案によらなくても対応可能なものというふうに、仮に今回、あるいは近々にそういう仕分けを確定してもですね、棄却するというにはならないということがあります。それに合わせて今日かなり、今日始めて見られた方もおありになるかと思ひますが、今一度目を通していただいて、気がつけばですね、つかれば、メール等々で、この辺りはやっぱり検討すべきものの中に入れたほうがいいんじゃないかというようなご提案があれば、それは事務局等々に、今我々のところには、全員にメールで回ったりしてますので、特段理由もいらぬ、項目だけでも結構ですから、お出しいただきたいというふうに思ひます。

あと1点だけ付け加えておきますと、特区提案として検討すべきものの中には、これは摘要の欄になりますね、例えば思ひつきで言えば、5ページに摘要の欄、右から3番目に、本提案内容に関連して庁内提案を検討中というようなものがあります。ですからこれは、道庁側のほうの提案として、ある程度は整理はされているんだろうと思ひます。更に、特区提案によらなくても対応可能なものというふうには書いてあるけれど、しかしその中に、いくつか斜字、斜体というんですかね、斜字体でこれに対するそれぞれの対応策というようなものが、今、道庁内で検討、例えば36ページにありますね。36ページの下から2行目、183のところ☆印で、本提案内容に関連して庁内提案を検討中、広域中核市、町内会事業法人制度というようなことがあるので、こういうことで更に道庁のほうでもつめていただきたい。これは道庁のほうも、ある意味じゃかわいそうなもので、道民の皆さんばかりにやらせておいて、道庁がやらないとはいかかなものかというふうに、議員から尻叩かれてですね、やってる部分もある。ただですね、やっぱりその議員の批判はともかくとして、やはりこれは、道民の皆さん方がというところがやっぱり、主役は道民だということからいけばね、これは道民の皆さん方の提案に関連づけるような形で、庁内の提案というものを取りまとめただけければ、なおさらありがたいというふうに思ひますので、その点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ということで、この委員会の委員の皆さん方にお願ひしておったのは、途中、後ろから2番目か3番目で申し上げましたけども、今一度ご覧になってですね、何か気づかれたことがあれば、これは川城局長あてにですね、送って、至急検討するようにということで、お出しいただければというふうに思ひます。

そういうことで、よろしゅうございますでしょうか。

(各委員発言なし。)

ありがとうございます。

では、議題の3に移らせていただきたいと思います。次回第7回の委員会についてということであります。

それでこれは、次回どういような形で審議の対象とするかということですが、これは今個別に一本一本やりましたけども、やはりテーマ性を持つということが、様々な角度から大事だろうというふうに思っています。そのことについては、前回の委員会の一番最後のところで申し上げましたけれども、来年の7月、北海道洞爺湖サミットというものが開催されるということで、今もう既にいろんな部分で、地域の住民も含めてですね、動いていますけれども、やはりその時のテーマである環境ですね、環境保全というような部分、このところを1つの柱にする。それに併せて出てきているのが、観光というようなものでありますので、環境そして観光というようなところを中心に、当面ですね、次回議論したらいかがなのかというふうに思っております。

実は今日はそれについて事務局から説明を伺うということになってたんですが、もう、あと15分経てば、3時間やったということになりますので、ちょっと事務局の説明はもういいだろうと思うんですね。それでですね、次回に環境と観光という形でやらせていただきたい。多分11月の末を目途にという時には、それらを中心にしたものをあげていく、あるいは緊急的なものである程度まとまっている地方自治とかね、いうようなところが何本かあってもというふうに思っています。その辺りの地方自治のところは今回始めてですが、環境と観光というのは前回一応こういう形でやりますということでご提案申し上げておりますので、そうやらせていただきたい。

それでですね、事務局にお願いしたいのは、環境と観光と言ってみてもですね、これは、大項目に環境というのはありますけども、観光というのは大項目にあがっていなかったり、あるいは環境と言っても、先ほどどなたかの委員が触れられたけども、あちこちに飛んでいる部分がありますので、今回はテーマとして環境、観光あるいは時間があれば地方自治うんぬんのところで、そういう観点から少し集約していただいて、特区提案として検討すべきものを中心としながら、今回出てきたグリーゾーンも含めて整理ができれば、それを環境に関係するものを全部引っ張り出してください。観光に類するものも全部引っ張り出してください。それで、次回はそこまで議論できないと思いますが、地方分権の、地方自治と言いますかね、そういうようなところ、こういうところを引っ張り出していただいて、それを基に議論していくということ。そういうことをご了解いただきたいのですが。よろしゅうございますでしょうか。

(各委員発言なし。)

それで、誠に申し訳ないのですが、スケジュールが皆さん方もタイトで、お忙しくて、今朝までコピー取りをしたという話がありましたけども、我々も皆さん仕事、これが仕事じゃないですからね、我々。これで飯食ってるわけじゃないんだから。だから、なるべく早い時期にまわしていただいて、何回かに分かれてもいい、未定稿でもいいから、目を通す機会をやっぱり会議の前にね、いただきたいというふうに思っています。

それで、次の議題が、じゃあ次回、次回ですかね。次回の会議なんですが、10月の30日火曜日の午前中であれば、大方の委員の先生方がOKだった。

(各委員間で開会時刻調整)

とりあえず9時にしましょう。9時に。誠に申し訳ありません。

知事はよくご存知でした。要するにあの答申をまとめる時に、1人あたり何時間かけたか。20時間以上かかったんですね、というような話をされてました。いろんな勉強会も入れて、ということでした。ですからその点は、若干の覚悟をしてやらざるを得ないのかなと思っています。ですから、事務局、よろしいですか。

(川城地域主権局長～先生方みなさん、今日いらっしゃらない方にも確認をいたします。)

まあ、4人来れば成立するわけですから。

(川城地域主権局長～いやいやいや、なるべく多く。)

失礼しました。10月30日の9時ということで、一応スケジュールを押さえておいてください。

本当に9時でいいんですか、事務局。

ではそういうようなことですので、早い時間帯ですけれども、よろしく願いいたします。

ではですね、最後になりますが、事務局からその他ですかね。事務局から説明いただきたいと思いますが。

#### ○田中地域主権局参事：

1点、ご審議いただきたい点がございます。

資料3というのがございます。1枚ものです。資料の3でございますが、これは道州制特区提案に係る国への照会についてという案件でございます。

権限移譲を行います時に、財源移譲も、権限・財源セットということで、検討を進めてまいり、特にJAS法と水道法につきましては、権限と財源はセットであるということ、当委員会においていろいろ議論いただく中で、第4回の検討委員会におきまして、この場で、どのような形でそういう情報、国の情報を入手するのがいいのか、検討しておくようご指示をいただいております。

それで、事務局で検討いたしまして、この資料3のとおり、この委員会から道に対しましてまず要請をいただく。それで、道から国に照会するなど、そのような形で必要な国の情報の提供を求めていきたいと考えてございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

#### ○井上会長：

いかがでしょうか。

事務局が審議の議事をするというのは、ちょっといかがなものかと思うんだけど。そのとおりです。

前回もちょっと含みを持たせた言い方を、私は確実にした記憶があるのですが、要するに権限の移譲とか、法律の改正というところはともかくとして、要するに水道法、JAS法、あれは国から道に権限を移すということに伴って、人も移してもらわないと、金も移してもらわないと、やっていけないよねというのが、やはりありました。ですからその、人、お金、人の部分もお金の部分も一緒になりますが、そのところについてですね、国に対してきちんと交渉していくという時の、数字を含めてたたき台になるものというものを、国に要請するというので、私が今の説明に対して解するところ、道

庁が、道が国にというよりは、きちんとした、条例で作られた委員会でそれを要望して  
るからという形で、出てこないかも知れないものも、少しぐらい出てくるかも知れない  
なというぐらいの程度かと思うんですけどね。これは特段、我々で判断するようなもの  
でもないと思いますので、よろしいでしょうか。

(各委員発言なし。)

ありがとうございます。

では、これです、用意していた議題は終わりました。いずれにしてもですね、で  
きるだけ、道民の皆さん方の将来のですね、生活の質の向上というところが、我  
々の本当の究極のミッションでありますので、これは既にもうね、医師の派遣について、  
要するに労働基準法だったかな、派遣事業に関わるものというのはいまは動き出し  
てますし、JAS法に関連するものもそうだし、いくつかのところはもうどんどん  
進んでいる。じゃあ出そうだから出すの止めようかというような話ではない。です  
から、どんどんどんどん出していけばいい。我々は、国と勝つかどうかというところが  
究極の目的では、そういう意味ではないので、是非先生方のご尽力を賜りながらですね、  
できるだけ道民の意向に応えるという形で、今後も運営していきたいと思っておりますので、  
10月30日9時、よろしく願いいたします。

マイク、事務局に返します。

**○川城地域主権局長：**

ありがとうございました。

私どものご審議いただきたい件は、以上でございます。ありがとうございました。